

パブリックコメント用

甲州市

まちづくりプラン

(第2次甲州市総合計画)

中間見直し(案)

目次

第1部 序論	1
第1章 はじめに	2
1. 総合計画中間見直しの趣旨	2
2. 計画の性格と役割	3
3. 計画の点検・評価	4
4. 計画の構成と期間	5
5. 持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた計画の推進	6
第2章 甲州市の概要と地域特性	7
1. 甲州市の概要	7
2. 甲州市の地域特性	14
第3章 甲州市を取り巻く状況と課題	17
1. 社会潮流からの課題	17
2. 第2次甲州市総合計画のこれまでの取り組み状況	20
3. 中間見直しに関する市民アンケート調査の結果	21
4. まちづくりの主な課題	25
第2部 基本構想	28
第1章 甲州市の将来像	29
1. まちづくりの基本視点	29
2. まちづくりの将来像	30
3. まちづくりの基本目標	31
第2章 計画の基本フレーム	32
1. 将来人口の想定	32
2. 土地利用の基本方針	33
第3章 施策の体系	35
第3部 基本計画	36
基本目標1 創意に満ちた活力ある産業のまちづくり	37
基本施策 1 果樹・農林業	38
基本施策 2 ワイン産業	43
基本施策 3 観光・交流	45
基本施策 4 商工業	48
基本施策 5 雇用・労働環境	50

基本目標2 健やかに心ふれあう健康・福祉のまちづくり	52
基本施策 6 子育て支援	53
基本施策 7 健康づくり	56
基本施策 8 医療	59
基本施策 9 地域福祉	61
基本施策 10 高齢者施策	63
基本施策 11 障害者施策	65
基本施策 12 社会保障	67
基本目標3 快適で安心して暮らせるまちづくり	69
基本施策 13 土地利用	70
基本施策 14 景観形成	72
基本施策 15 道路・交通網	75
基本施策 16 住宅・宅地	77
基本施策 17 電子自治体の推進	79
基本施策 18 治山・治水	81
基本施策 19 消防・防災	83
基本施策 20 交通安全・防犯	86
基本施策 21 消費者対策	88
基本目標4 自然と共生する環境保全のまちづくり	89
基本施策 22 環境保全	90
基本施策 23 環境衛生	92
基本施策 24 水道	94
基本施策 25 下水・排水処理対策	96
基本目標5 心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり	98
基本施策 26 義務教育の充実	99
基本施策 27 生涯学習の推進	103
基本施策 28 文化財の保護と活用	108
基本目標6 ともにつくる参画と協働のまちづくり	110
基本施策 29 協働のまちづくり	111
基本施策 30 地域活動	113
基本施策 31 男女共同参画・人権の尊重	114
基本施策 32 自治体経営	116
■基本施策とSDGsの17のゴールの対応表	120

第1部

序論

第1章

はじめに

第2章

甲州市の概要と地域特性

第3章

甲州市を取り巻く状況と課題

第1章

はじめに

1. 総合計画中間見直しの趣旨

平成17年11月1日に誕生した甲州市（以下「本市」という。）は、市の総合的かつ計画的な行財政運営の指針として総合計画を策定しています。平成30年3月に現行の計画となる「第2次甲州市総合計画（以下「本計画」という。）」を策定し、目指す将来像を「豊かな自然 歴史と文化に彩られた果樹園交流のまち 甲州市」と定め、その実現に向けての取り組みを進めています。また、将来の本市にふさわしい魅力あるまちづくりを、市民総参加で推進しているところです。

本計画の策定から5年が経過し、この間に社会や経済の情勢は大きく変化しました。世界中で未だ脅威となっている新型コロナウイルス感染症、原材料価格の上昇や円安の影響などによるエネルギー・食料品等の価格上昇、気候変動による自然災害の増加、少子高齢化や人口減少の急速な進行などは市民の生活に大きな影響を与えるとともに、新たな行政課題を生じさせるものとなっています。

このような厳しい環境の中、本市においても、さらに自立し、持続的な発展が可能となるよう、豊かな自然や地域資源を最大限に活かすとともに、市民と行政が一体となった魅力ある地域づくりへの取り組みや、様々な行政課題へ対応するための自主的・主体的な政策展開及び行政経営能力の向上を図る必要があります。

これらの状況を踏まえ、本市では本計画の見直しをすることといたしました。今回の見直しにおいては、社会情勢の変化を捉えつつ、現行の計画の達成状況や新たな時代に対応するための基本的な方向性と施策を示すことを目的としています。

今後も、本計画を中心に将来像を市民と共有しながら、まちづくり及び市政運営を行っていきます。

2. 計画の性格と役割

本計画は、本市の総合的かつ計画的な行政経営を推進するための最上位計画として位置づけ、計画の役割は以下のとおりとします。

役割 1

市民と行政が未来を共有し、 協働で取り組む計画

本市のまちづくりの手引書として、今後のまちづくりの方向性と必要な施策を市民にわかりやすく示し、市民一人ひとりがまちづくりに主体的に参画・協働するための計画とします。

役割 2

まちの魅力とブランド力を高める計画

地方創生の動きをとらえ、地域の個性と資源のさらなる活用を図り、本市の魅力向上とブランド力を高める計画とします。

役割 3

行政の経営指針として活用できる計画

地方分権時代にふさわしい持続可能な地域経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するために、行政経営の総合指針として簡潔で管理しやすい計画とします。

役割 4

国や県、広域行政及び他の計画などとの 連携が確保される計画

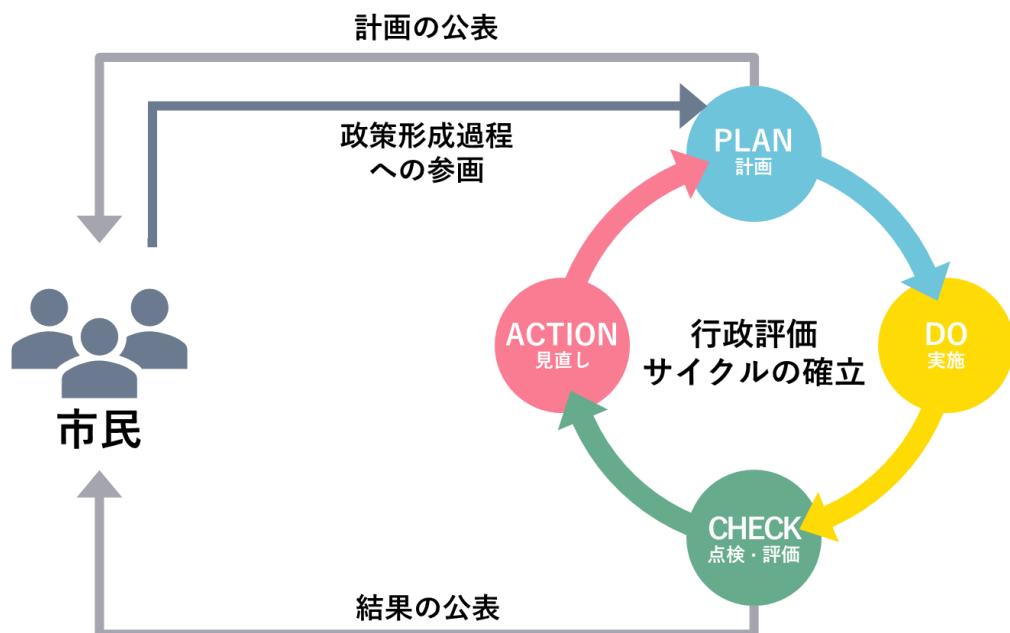
国、県及び広域的な行政などの計画の連携により、魅力と活力に満ちた地域づくりを推進し、「まち・ひと・しごと創生 第2期甲州市総合戦略」における人口減少の克服や地域活性化に取り組んでいくため、本市の他部門の計画と関連・連動した計画とします。

3. 計画の点検・評価

本計画は、行政のすべての取り組みを推進する指針を示す性格を有しており、全体の取り組みの中から優先順位や重点化を行う行政経営の指針として活用することになります。そこで、将来像の実現に向けた主要施策に成果目標を設定し、「計画(Plan)→実施(Do)→点検・評価(Check)→見直し(Action)」という行政評価サイクルの確立に向けた仕組みを取り入れた計画とします。

計画に基づく施策や事業の執行後の点検により成果を評価するとともに、市民にわかりやすく公表し、市民参画も図るなど、説明責任を果たし、限られた財源の中で予算と連動した、より効果的な事業を選択できる実効性のある計画を目指します。

〈行政評価サイクルと市民参画のイメージ〉



4. 計画の構成と期間

本計画は「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つで構成されます。

1 基本構想

基本構想は、本市の特性や市民ニーズの動向、社会経済動向を総合的に勘案し、本市が目指す将来像と、それを実現するための基本目標及び施策の体系などを示すものであり、平成30（2018）年度を初年度とし、令和9（2027）年度を目標年度とする10か年の長期構想です。

2 基本計画

基本計画は、基本構想で定めた将来像を具体化する施策を定めたものです。計画期間は、平成30（2018）年度から令和9（2027）年度までの10か年とします。

社会・経済情勢の変化に対応するため、中間年度に、今後5年間に取り組むべき課題を検討し、計画の見直しを行います。

3 実施計画

実施計画は、基本計画に示した施策に基づき、具体的に実施する事業を定めるものであり、事業の優先順位や具体的な事業内容、財源などを示すことにより、予算編成の指針となるものです。3か年計画として別途策定し、ローリング方式^(注)により、本計画の進行管理を行います。

〈 第2次甲州市総合計画の計画期間 〉

年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)
基本構想										10か年
基本計画				前期5か年					後期5か年	
実施計画			3か年		3か年					3か年計画を毎年策定

(注) ローリング方式：毎年、修正や補完などを行い、変化する社会・経済情勢に弾力的に対応し、計画と現実が大きくずれることを防ぐやり方。

5. 持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた計画の推進

平成27年9月に開催された国連総会において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダでは、国際的な目標として「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が掲げられています。SDGsは、持続可能な開発を目指すうえで重要となる経済、社会、環境などの17の目標（ゴール）と、それに関連する169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

少子高齢化や未知の感染症の拡大、気候変動などにより社会が大きく変化する現代において、地域に住む人々が安心して暮らすために、まちづくりにも持続可能性が求められます。本計画においても、SDGsの理念を踏まえた総合的な取り組みにより、持続可能な開発と魅力あるまちづくりを目指します。

〈持続可能な開発目標（SDGs）17のゴール〉

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1. 甲州市の概要

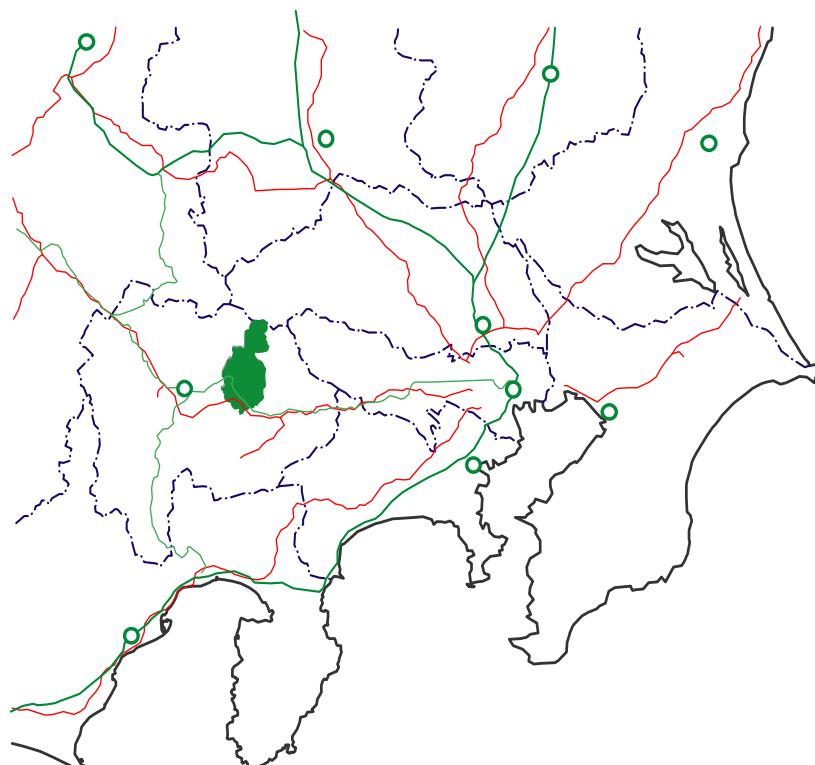
1 位置と地勢

本市は甲府盆地の東部に位置し、北東側には秩父多摩甲斐国立公園の大菩薩連嶺をはじめとする秩父山系の山並みが連なり、大菩薩峠から連なる柳沢峠を分水嶺として、北は広大な山岳地帯が広がり、柳沢川、一之瀬川が奥多摩へ流れ多摩川水系の源流地帯となっています。南は山岳部と平坦部との間に重川、日川及びその支流によって形成された複合扇状地が広がっています。市街地の南西部の標高330mから大菩薩嶺（2,057m）がある東部や北部の山岳地帯まで標高差のある地形になっています。

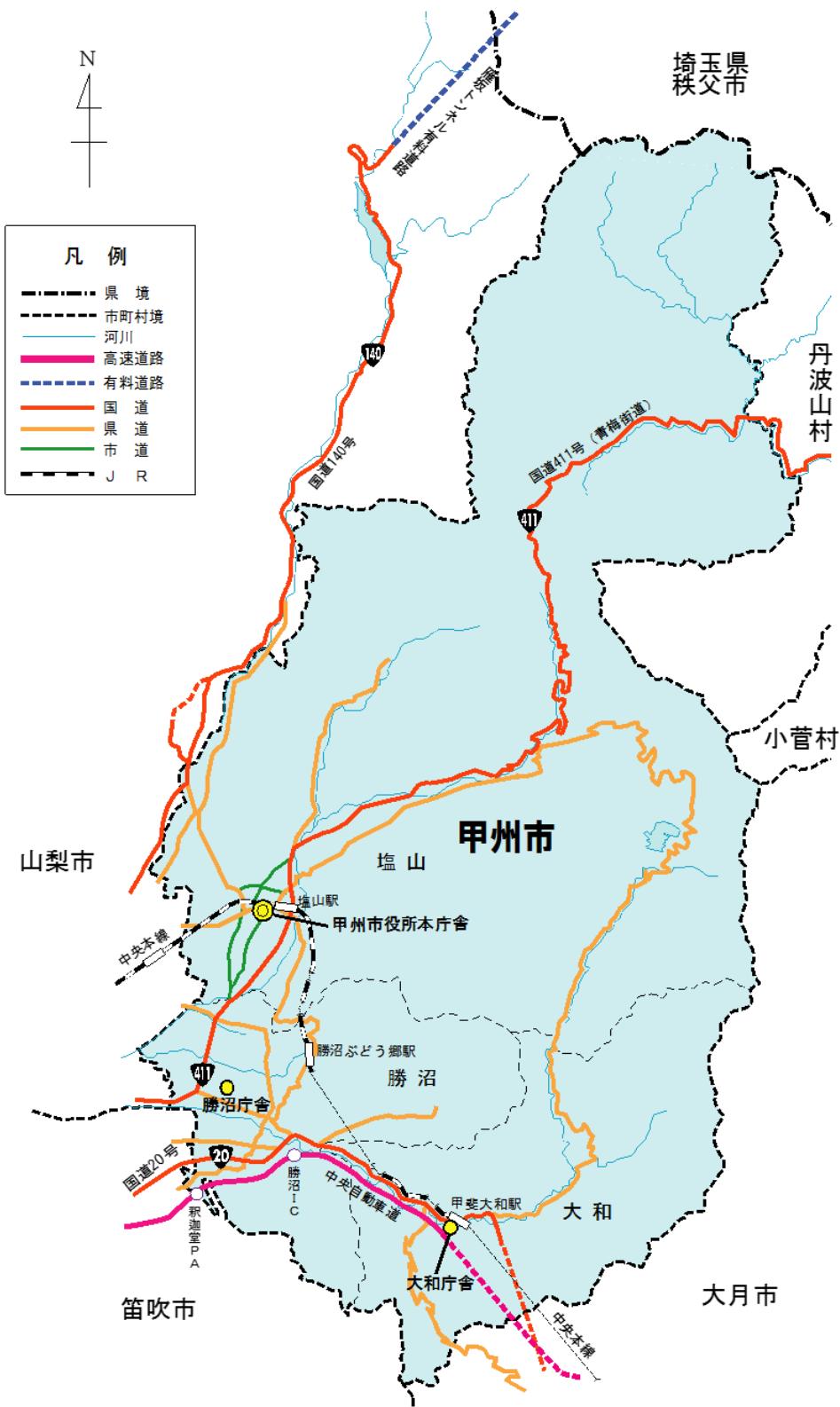
本市の西部から南部にかけては山梨市及び笛吹市、東部は大月市、北都留郡丹波山村及び小菅村、北部は埼玉県秩父市に接しており、都心から約100km圏内に位置しています。

本市の総面積は、264.11km²で、山梨県の総面積の約5.9%にあたります。土地利用の状況は、宅地7.8km²（3.0%）、農用地20.9km²（7.9%）、森林など214.0km²（81.0%）、その他21.4km²（8.1%）となっています。

〈 甲州市の位置図 〉



〈甲州市の全体図〉

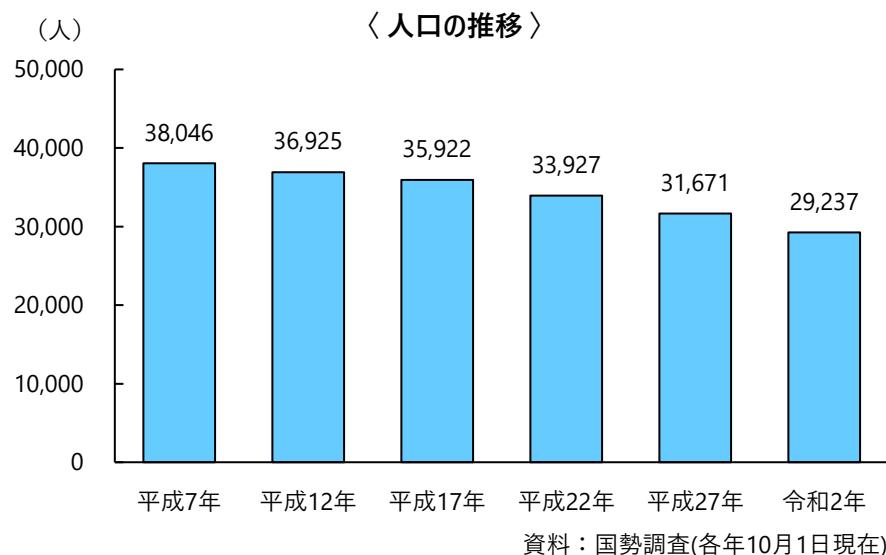


2 市域の変遷

変遷年月日	(旧)塩山市	(旧)勝沼町	(旧)大和村
明治8年2月	千野村、上於曾村、下於曾村、上塩後村、下塩後村、赤尾村、下萩原村が合併し七里村となる 牛奥村、西野原村、熊野村、西広門田村が合併し奥野田村となる 中萩原村、上粟生野村、下粟生野村が合併し大藤村となる 上井尻村、三日市場村、藤木村、小屋敷村が合併し松里村となる	上岩崎村、下岩崎村、藤井村が合併し、祝村となる（2月15日）	
明治8年6月	竹森村、福生里村、平沢村が合併し玉宮村となる		
明治8年10月	上萩原村、上小田原村、下小田原村が合併し神金村となる		
明治22年7月	柚木村下柚木が松里村に合併		
明治29年3月2日		勝沼村が勝沼町となる	
昭和3年11月10日	七里村が塩山町となる		
昭和16年1月1日		小佐手村、山村、休息村、綿塚村が合併し東雲村となる	
昭和16年2月11日			初鹿野村、鶴瀬村、木賊村、田野村、日影村が合併し大和村となる
昭和17年5月10日		等々力村が勝沼町に合併	
昭和26年1月	奥野田村中原地区が菱山村と合併	菱山村に奥野田村中原地区が合併	
昭和29年3月1日	奥野田村が塩山町に合併		
昭和29年3月20日	玉宮村が塩山町に合併		
昭和29年3月31日	神金村、大藤村、松里村が塩山町に合併		
昭和29年4月5日	市制施行	勝沼町、東雲村、菱山村、祝村、大和村深沢地区が合併し勝沼町となる	大和村深沢地区が勝沼町に合併
平成17年11月1日	3市町村合併 甲州市誕生		

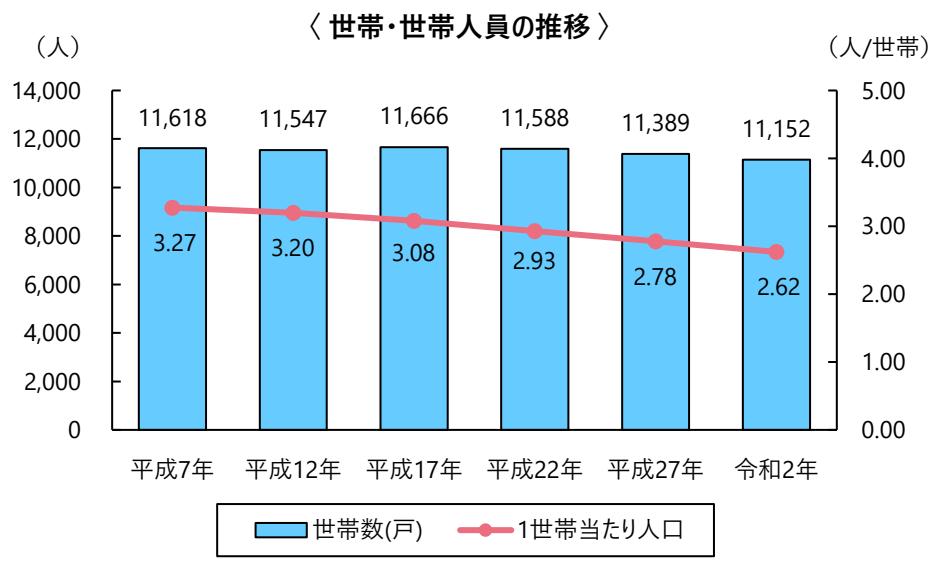
3 人口と世帯

国勢調査によると、本市の人口は、平成7年の38,046人をピークに減少傾向となっています。令和2年では、29,237人となり、平成7年と比較すると8,809人減少し、減少率は23.2%となっています。



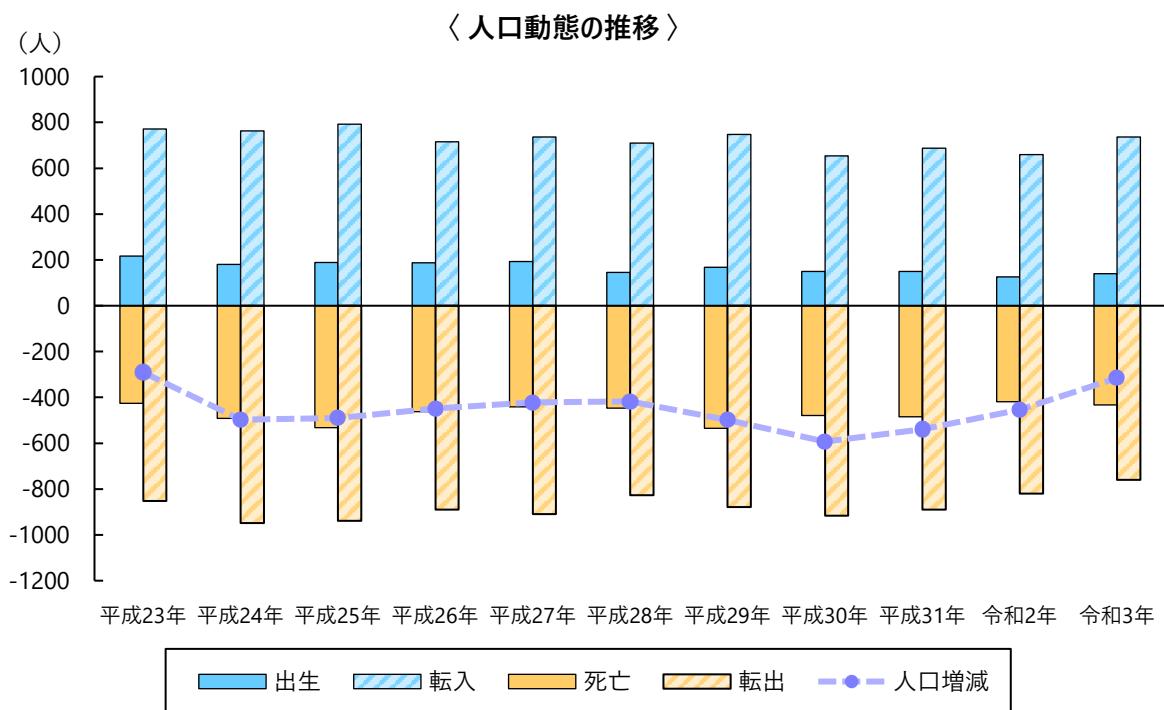
世帯数は、平成17年の11,666世帯をピークに減少傾向となっています。令和2年では、11,152世帯となり、平成17年と比較すると514世帯の減少となっています。

1世帯当たりの人口は、減少傾向が続いており、令和2年では、2.62人となり、平成7年と比較すると0.65人の減少となっています。



4 人口動態

人口動態については、出生・死亡による自然増減及び転入・転出による社会増減ともに減少で推移をしており、人口は減少し続けていますが、令和3年度においては、転入者が増加するとともに、転出者数が減少したことにより、社会減の幅が小さくなっています。



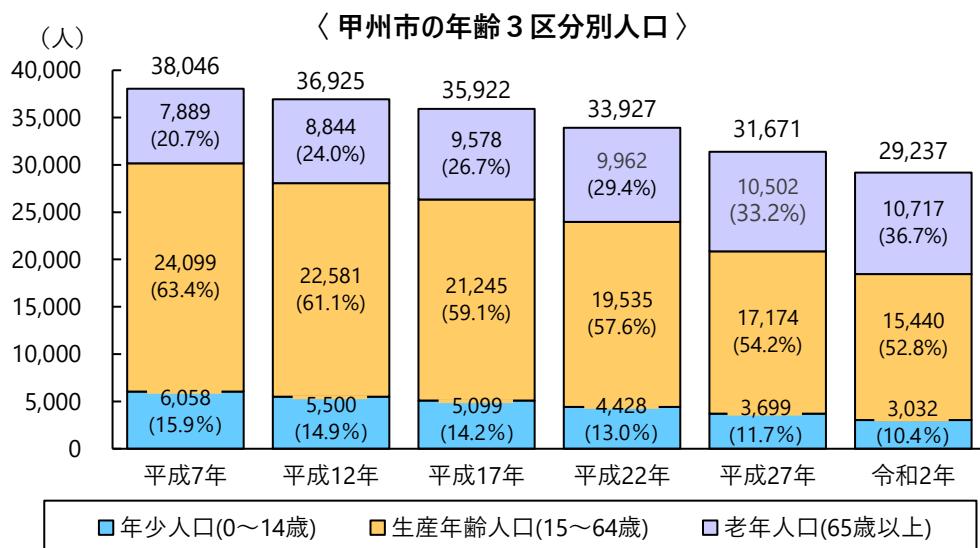
	人口動態						人口増減	
	自然動態			社会動態				
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減		
平成23年	216	426	△210	771	-852	△81	△291	
平成24年	181	492	△311	763	-949	△186	△497	
平成25年	189	532	△343	792	-939	△147	△490	
平成26年	188	462	△274	716	-890	△174	△448	
平成27年	193	442	△249	736	-909	△173	△422	
平成28年	146	447	△301	710	-827	△117	△418	
平成29年	168	535	△367	748	-879	△131	△498	
平成30年	149	479	△330	654	-917	△263	△593	
平成31年	149	485	△336	687	-890	△203	△539	
令和2年	126	419	△293	659	-820	△161	△454	
令和3年	140	433	△293	737	-760	△23	△316	

資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

5 年齢3区分別人口

国勢調査によると、年齢3区分別人口は、年少人口と生産年齢人口が減少傾向にある一方で、老人人口が増加傾向となっており、少子高齢化が進んでいます。

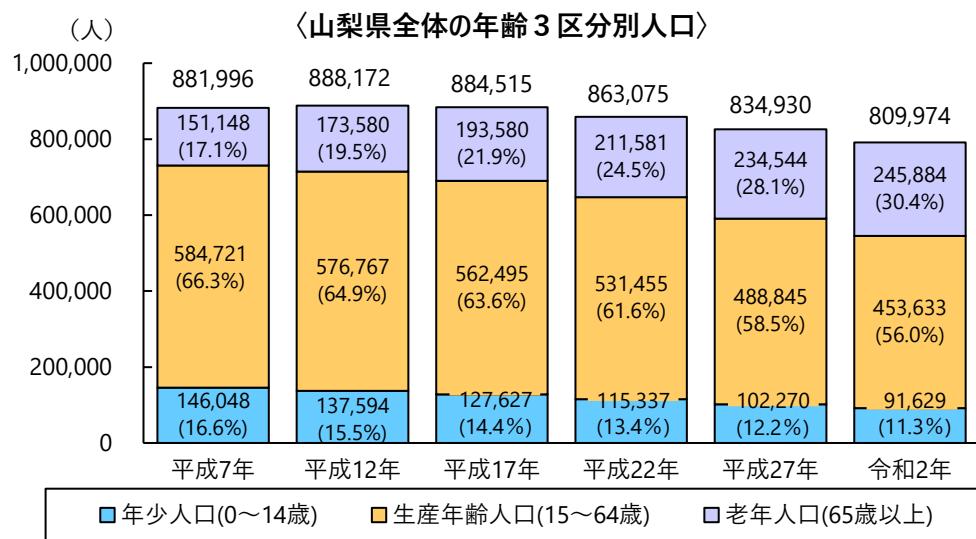
令和2年の年少人口が3,032人、生産年齢人口が15,440人、老人人口が10,717人となっており、平成7年と比較すると、年少人口が3,026人減少、生産年齢人口が8,659人減少、老人人口が2,828人増加となっています。



資料：国勢調査(各年10月1日現在)

※総数には年齢不詳を含みます。また、各区分の割合は総数に対する割合のため、合計が100%とならない場合があります。

年齢3区分別人口の構成比は、令和2年の年少人口が10.4%、生産年齢人口が52.8%、老人人口が36.7%となっており、高齢化率では山梨県全体の30.4%を上回っています。

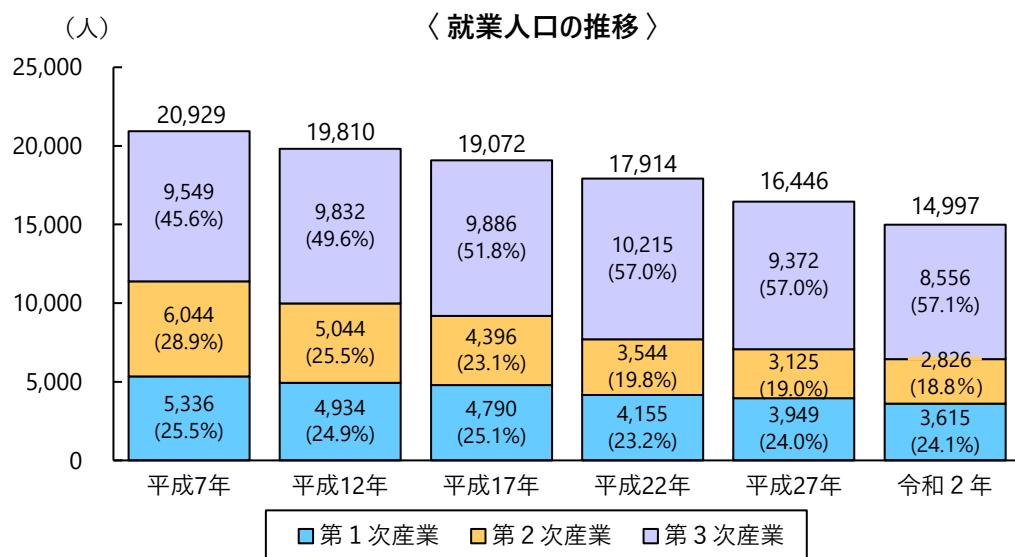


資料：国勢調査(各年10月1日現在)

※総数には年齢不詳を含みます。また、各区分の割合は総数に対する割合のため、合計が100%とならない場合があります。

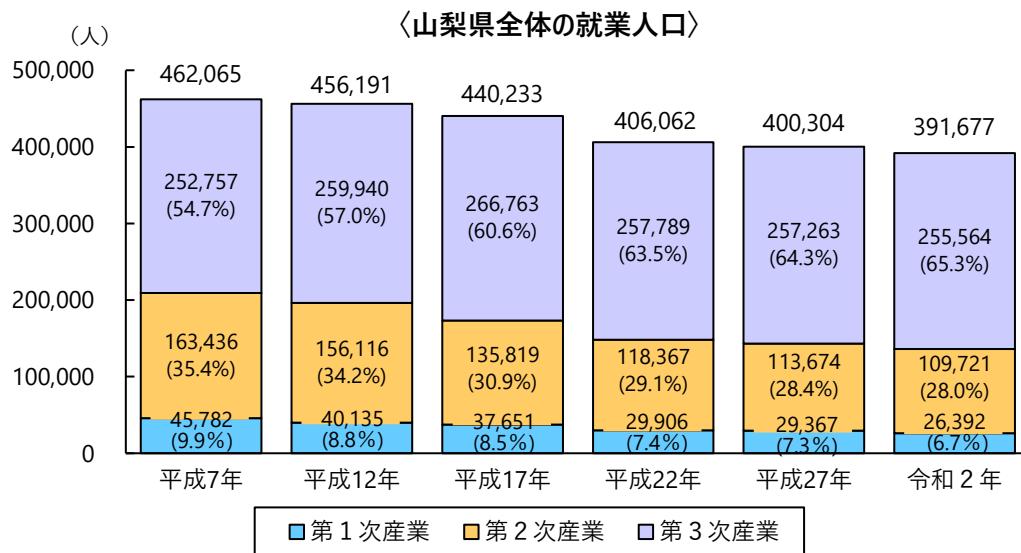
6 就業人口

就業人口は、令和2年では14,997人であり、平成7年と比較するとその差は5,932人と大きく減少しています。産業別にみても、いずれも減少傾向にあり、令和2年では第1次産業^(注1)は3,615人、第2次産業^(注2)は2,826人と、平成7年から大きく減少しました。また、第3次産業^(注3)では平成7年から平成22年にかけて増加傾向にあったものの、平成27年には減少に転じ、令和2年では8,556人となりました。



資料：国勢調査(各年10月1日現在)

令和2年の産業別就業人口割合では、第1次産業が24.1%、第2次産業が18.8%、第3次産業が57.1%となっており、山梨県の割合（第1次産業6.7%、第2次産業28.0%、第3次産業65.3%）と比較すると、第1次産業の比率が非常に高くなっています。



資料：国勢調査(各年10月1日現在)

(注1) 第1次産業：農業・林業・水産業

(注2) 第2次産業：鉱工業・製造業・建設業など

(注3) 第3次産業：金融、保険、卸売業、小売、サービス業、情報通信業など

2. 甲州市の地域特性

特性1 果樹生産と農業を基幹産業としたまち

- 本市は、ブドウ、モモ、スマモ、柿、サクランボ、イチゴなどの果樹栽培を中心とした農業が盛んであり、品質、生産量ともに日本有数の産地となっています。これらの果実を味わうことができる観光農園も多数あり、市内には農業を基盤とした産業が集積しています。
- 勝沼地域を中心に大小40を越すワイナリーで醸造されるワインは、生産量でも日本有数の産地になっており、地元のブドウを使ったワインは国内外においても高く評価されています。
- 塩山地域でつくられているころ柿も味・品質ともに高く評価されており、柿を軒先につるす風景は冬の風物詩にもなっています。
- 令和4年7月には、本市を含む嶺東地域の扇状地と自然状況に適応したブドウや桃の独自の果樹栽培が、国連食糧農業機関（FAO）により世界農業遺産に認定され、農業や観光振興など嶺東地域の魅力向上に寄与することが期待されます。
- 地方の産業を取り巻く環境が厳しい中で、本市では、果樹栽培などの農業を中心とした産業振興をまちづくりの核として、維持・発展させていくことが必要です。

特性2 交通立地条件に恵まれたまち

- 本市は、東京から100km圏内に位置し、高速交通網として中央自動車道が横断し、勝沼インターチェンジが設置されています。
- 東京と山梨、諏訪地方を結ぶ国道20号、本市と丹波山村を経由して多摩地域とを結ぶ国道411号が貫通しています。
- 雁坂トンネルの開通により北関東との新たな動脈となった国道140号も市域の西端に沿って走るなど、多方面との連携が期待できる交通立地条件を有しています。
- JR中央本線の甲斐大和駅、勝沼ぶどう郷駅、塩山駅の3つの駅を有しているほか、高速バスの停留所があり、路線バスや地域循環バスが運行されています。
- このように本市は、首都圏をはじめ、各方面との連携や交流が期待できる交通立地条件に恵まれたまちであり、広域的・長期的な視点から、こうした特性を活かした連携や交流をさらに進めていく必要があります。

特性3 豊かな自然と美しい果樹園景観のまち

- 総面積の約8割が森林である本市では、清らかな水の流れる渓谷、河川など、豊かな自然に恵まれています。また、日本百名山である大菩薩嶺をはじめとする大菩薩山系や秩父山系など雄大な自然が広がる北部の山々は、秩父多摩甲斐国立公園に指定されています。
- また、令和元年6月には、本市を含む山梨県、埼玉県、長野県、東京都の4都県12市町村にまたがる秩父多摩甲斐国立公園を中心とした「甲武信地域」が、国連教育科学文化機関（ユネスコ）によりエコパークとして登録されました。エコパークの理念である自然保護と活用の両立に向け、人と自然が共存できる環境づくりを進めが必要とされます。
- 重川や日川などとその支流がつくり出した複合扇状地では、なだらかな斜面に広がるブドウやモモなどの果樹園が個性豊かな景観を形成しており、この果樹園景観は農村風景の中でも特筆すべきものとなっています。
- これらの自然や景観は、市民や本市を訪れる人々に憩いとやすらぎを与える財産であることから、自然環境の保護や景観保全とともに、様々な分野で新たなまちづくりに活かしていくことが必要です。

特性4 豊富な歴史文化遺産があるまち

- 文化庁により、本市に関わる3つのストーリー、「葡萄畠が織りなす風景－山梨県峡東地域－」、「星降る中部高地の縄文世界－数千年を遡る黒曜石鉱山と縄文人に出会う旅－」、「日本ワイン140年史～国産ブドウで醸造する和文化の結晶～」が、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーとして「日本遺産」に認定されています。
- また、本市には、かつて甲斐の国を治めた武田家ゆかりの神社仏閣が多数存在し、代々の家督の証とされる国宝「小桜韋威鎧 兜、大袖付^(注1)」を有する菅田天神社、信玄公の菩提寺である惠林寺、勝頼公の菩提寺である景德院、日本最古の「日の丸の御旗」や風林火山で有名な「孫子の旗」などを有する雲峰寺、「実戦軍配」、「武田軍旗」などを有する栖雲寺などゆかりの深さを感じさせます。
- 惠林寺庭園をはじめ、向嶽寺庭園、大善寺庭園、三光寺庭園、栖雲寺庭園などの庭園は国や県の名勝に指定されており、市民や観光客の憩いの場所となっています。
- 小桜韋威鎧とともに、大善寺本堂、向嶽寺「絹本着色達磨図^(注2)」が国宝に指定されているほか、多くの重要文化財が存在しています。
- 国内のワイン醸造発祥にまつわる産業遺産など近代化産業遺産や、甲州街道、鎌倉への古道など歴史的な街道も残っており、歴史に彩られた文化資産が数多く存在しています。
- このように本市は、武田家ゆかりの歴史的な文化財をはじめ、いにしえの文化と先人たちの足跡が今に残る歴史に彩られたまちであり、今後とも、本市ならではの貴重な文化資産の保存・活用に努めるとともに、様々な分野で一層活用していくことが必要です。

特性5 特色ある観光・交流資源を有するまち

- 本市には、秩父多摩甲斐国立公園に指定される豊かな自然をはじめ、標高差のある地形と内陸性の気候が育んだ果樹園景観や広大な山岳地帯の雄大で癒しのある風景や眺望などの自然景観、日本有数の果樹やワインなどの特産品、歴史的文化資産を有しており、これらはすべて貴重な地域資源となっています。
- さらに、公営、民間を含めた温泉施設や物販施設、レクリエーション施設、伝統的な祭りやイベントなど特色ある観光・交流資源を数多く有しています。
- こうした観光・交流資源をめぐるウォーキングやハイキング、体験型観光などの新しい観光振興の動きがあります。
- このような多様な観光・交流資源を一体的かつ有効的に活用し、より多くの人々が行き交う、交流と活気あふれるまちづくりを進めていくことが必要です。

特性6 地域への愛着と連帯感のあるまち

- 値値観の多様化に伴い、全国的に郷土愛や地域連帯感が薄れていく傾向にある中で、時間かけて市民・地域が育んできた貴重な地域の伝統行事、地域への感謝の心から続けられている祭りなど、人と人とのつながりの強さ、地域連帯感の強さ、そして地域への愛着は次世代に引き継ぐべき本市の優れた特性となっています。
- こうした地域での連帯感や市民性を背景に、福祉活動、文化・芸術・スポーツ活動、防災活動、環境美化活動など、多様な分野における自主的な市民活動が各地域で展開されています。
- しかし、連帯感の希薄化や市民活動の弱体化などは本市においても例外ではないため、今後も地域への愛着を守り育て、自立したまちづくりの原動力として活かしていくことが必要です。

(注1よみ) 小桜韋威鑑 兜、大袖付：こざくらかわおどしょろい かぶと おおそでつき
(注2よみ) 絹本著色達磨図：けんばんちゃくしょくだるます

第3章

甲州市を取り巻く状況と課題

1. 社会潮流からの課題

1 少子高齢化・人口減少社会

- 令和2年国勢調査によると、わが国の総人口は約1億2,600万人となっています。平成27年国勢調査では初めて総人口が減少に転じるなど、わが国は人口減少時代にあり、今後の総人口は、令和42年には1億人を下回り、令和47年には9,000万人を下回ると推計されています（国立社会保障・人口問題研究所の平成29年4月推計。中位推計）。
- わが国では少子高齢化の進行が著しく、令和2年国勢調査では年少人口（0～14歳人口）が11.9%、生産年齢人口（15～64歳人口）が59.5%、老人人口（65歳以上人口）が28.6%となっており、高齢者人口が21%以上である超高齢社会となっています。この少子高齢化の進行は今後も続き、令和47年には、年少人口が10.2%、生産年齢人口が51.4%、老人人口が38.4%になるものと推計されています（国立社会保障・人口問題研究所の同推計）。
- このような人口減少と少子高齢化は、経済の停滞、若年層の負担増大、社会保障制度に対する信頼感の低下などを招き、社会に対する閉塞感・不安感の増大につながるものとして危惧されており、子育て支援のさらなる充実などが急がれています。
- 人口減少と少子高齢化のもとでは、女性や高齢者の就労機会の増大や、地域活動への参加機会の拡大などが重要であることから、協働によるまちづくりに向けて、女性や高齢者が参画しやすい社会の仕組みづくりも求められています。

2 市民との協働と行政経営

- 社会の成熟化や社会貢献意識の高まりなどにより、社会貢献活動に取り組む各種団体が増加し、災害時など様々な状況でのボランティア活動が活発化しています。このような背景により、幅広い「公」の役割をNPO・ボランティア団体や企業など、多様な主体が担いつつあり、住民参画は拡大の傾向にあります。
- このような住民参画の成長の動きを積極的に受け入れ、個人や企業などの社会への貢献意識をさらに育むとともに、自治会などの地域に根ざした組織や、NPO・ボランティア団体などの組織をさらに活性化させることができることがまちづくりには必要です。
- 地方自治体の行政経営については、これまで、全国画一で中央集権的な仕組みで進められてきましたが、国や地方の財政のひっ迫化などに伴い、地方分権が進められ、地方自治体の役割がますます大きなものとなっています。
- 今後は、自らの権限と責任のもとで、効率的な行政組織や体制の整備、地域の実情やニーズを踏まえたサービスの迅速かつ的確な提供など、社会環境の変化に対応した適切な行政経営を進めていくことが必要であり、地方自治体の独自性が求められています。

3 産業構造

- 経済のグローバル化により我が国の産業構造も情報技術の発展、消費の多様化などの進行を背景に、サービス業の割合が増加するなど大きく変化しています。その中において、企業には機動性、独自性などを活かした活力ある成長が期待されています。また、海外にブドウやモモなどの農産物や甲州種ワインを輸出するなど「守りから攻め」への転換期として捉える考え方も出てきています。
- 人口減少や少子高齢化の進行により経済規模（消費）の縮小や労働力人口の減少が懸念される中、労働力の確保、後継者不足などへの対応が求められています。また、国は、物価高騰や景気後退への対応として、デジタルの力も活用する中で各種施策を実施していくとしています。
- 今後は、これまで以上に地域間・都市間競争が激しくなり、「人がまちを選ぶ」時代にあって、魅力ある都市として自立するために、地域経済が地域特性を活かした活力のある成長・発展を続け、自治体においてもサービスの充実や経営能力を高める必要があります。

4 自然環境・生活環境

- これまでの大量生産・大量消費型の経済活動や生活様式によって、地球規模での環境問題が深刻化してきています。
- 環境問題の解決に向けた脱炭素^(注1)社会の実現に向け、令和2年10月、政府は令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラル^(注2)を目指すことを宣言しました。このカーボンニュートラルの達成のためには、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量削減並びに温室効果ガスを吸収する森林の保全・管理などが必要であり、市民の日常生活や、企業活動を含め、社会全体として取り組む必要があります。
- 地域の特色ある環境や限りある資源を次世代へ引き継ぐために、国、地方自治体、市民、企業などそれぞれの立場で、持続可能な社会を形成するための取り組みが求められています。

5 安全・安心な生活

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、我が国では甚大な被害が生じました。このことを受け、平時から大規模自然災害に対する備えが重要であるという考えのもと、国土政策・産業政策も含めた総合的な計画として、政府は平成26年6月に国土強靱化基本計画を定めました。地方自治体においても国土強靱化地域計画の策定が進むなど、大規模自然災害が及ぼす影響を最小化するための取り組みが行われています。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大は、市民の生活に対して様々な影響を及ぼし、先行き不透明な状況の中で、市民が抱える不安は計り知れないものがあります。市民が安心して暮らすことができるよう、新型コロナウイルスをはじめとした感染症への対策が必要となります。
- 子どもや高齢者が巻き込まれる事件・事故の多発や不安定な国際情勢など、さまざまな分野で安全・安心に対する関心が高まっています。
- 今後は、行政の取り組みだけではなく、地域で互いに助け合い、連携しながら、市民が主体となって自主的に安全・安心が確保されるまちづくりに取り組むことが求められています。

(注1) 脱炭素：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすること

(注2) カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること

6 健康で安心な生活

- 少子高齢化の進行は、労働人口の減少による税収の減少、高齢者の増加による医療費や扶助費の増加による財政面への影響とそれに伴う行政サービスの低下などが考えられることから、介護予防といった取り組みから健康寿命の延伸に努めるとともに、効率的な保健・医療・福祉の連携に努める必要があります。
- 人口減少により生産年齢人口の不足が懸念されることから、一層の少子化対策や子育て支援に取り組むことで、子育てがしやすく若い世代が安心して暮らせるまちづくりが求められています。
- 都市化による核家族化や若年層の単独世帯化、高齢者単独世帯や高齢者夫婦のみの世帯の増加など、地域を構成する市民やその家族形態も大きく多様化していることから、多様な家族形態に対応するための保健・医療・福祉の充実が求められています。

7 都市基盤

- 社会の発展、特に高度情報化社会の進展により、生活の利便性の向上や生活様式の多様化が急速に進んでいます。その一方で、道路や橋梁、下水道、水道、公共施設といったインフラの老朽化が進んでいます。
- 今後は、ICTを活用した質の高い生活環境を実現していくとともに、老朽化したインフラを計画的に延命・更新を図り、災害に強く、利便性が高い、安心して暮らせる社会基盤づくりを進めていく必要があります。

8 教育・文化

- ふるさとへの愛情を育むためには、歴史や文化、自然など多様な地域資源をとおし、まちへの理解を深め、『ふるさとを誇り』に思う教育を推進することが重要です。
- そこで、人を思いやる心や郷土を愛する心を培い、社会生活に適応できる「生きる力」を育てるため、学校、家庭、地域が連携を深め、より良い教育環境づくり、特色ある学校づくり、青少年の健全育成を進めていく必要があります。
- 日本全体で寿命が伸びている中、今後元気な高齢者が地域で活躍する場の充実が求められています。それぞれ一人ひとりのニーズに合った生涯学習活動の充実を図るとともに、生涯学習活動をまちづくり活動に活かす仕組みの構築が必要です。

2. 第2次甲州市総合計画のこれまでの取り組み状況

第2次甲州市総合計画の中間見直しにあたり、計画の基本施策において定めた指標の目標値について、実績値を確認し、その達成状況について検証を行いました。

検証方法について

指標について、平成29（2017）年度から令和3（2021）年度の実績値を確認するとともに、目標値と令和3（2021）年度の実績値を比較し、以下の基準に沿って達成度を評価しました。

（達成度の基準）

達成度5：達成率（目標値に対する令和3年度実績値の百分率）が100%以上

達成度4：達成率が75～100%未満

達成度3：達成率が50～75%未満

達成度2：達成率が25～50%未満

達成度1：達成率が25%未満

<評価結果の概要>

基本目標	達成度の数					
	1	2	3	4	5	計
1 創意に満ちた活力ある産業のまちづくり	5 (25.0%)	3 (15.0%)	5 (25.0%)	2 (10.0%)	5 (25.0%)	20 (100.0%)
概要	産業に関する施策を中心とする本目標では、果樹・農林業や商工業、雇用・労働環境に関する指標で目標を達成する項目があったが、ワイン産業や観光・交流に関する項目では、新型コロナウイルスなどの影響もあり、目標値に達していない項目が多くなっている。					
2 健やかに心ふれあう健康・福祉のまちづくり	2 (6.9%)	1 (3.4%)	7 (24.1%)	7 (24.1%)	12 (41.4%)	29 (100.0%)
概要	子育て支援や健康・福祉に関する施策を中心とする本目標では、約4割の項目で目標を達成している。指標の達成状況としては、目標値に到達、または改善傾向にあるものが多くなったものの、具体的な取り組みに関しては新型コロナウイルスの感染拡大により事業が制限されるなどの影響がみられる。					
3 快適で安心して暮らせるまちづくり	10 (34.5%)	5 (13.8%)	8 (31.0%)	3 (13.8%)	3 (6.9%)	29 (100.0%)
概要	土地利用や防災に関する施策を中心とする本目標では、全体的に目標値に達していない項目が多く、割合としては達成度1が多くなっている。達成度1となっている項目は、研修や講座など新型コロナウイルスの影響により開催ができなかったものや、県との協議や住民との合意形成に時間を要しているものが大半となっている。					
4 自然と共生する環境保全のまちづくり	3 (27.3%)	0 (0.0%)	2 (18.2%)	5 (45.5%)	1 (9.1%)	11 (100.0%)
概要	環境保全や環境衛生に関する施策を中心とする本目標では、目標値に到達していないが、達成度4となっている項目が多くなっている。水道・下水道の普及率などは改善している一方で、不法投棄物の回収量や資源物の回収量は目標値に対し悪化している。					
5 心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり	5 (18.5%)	5 (18.5%)	7 (25.9%)	6 (22.2%)	4 (14.8%)	27 (100.0%)
概要	教育や生涯学習、文化財に関する施策を中心とする本目標では、義務教育に関する指標で目標に到達、または改善傾向にあるものが多くみられる。一方で、生涯学習に関する指標や、文化財に関する指標では、コロナ禍での行動制限の影響もあり、目標値に達していない項目が目立つ結果となった。					
6 ともにつくる参画と協働のまちづくり	2 (14.3%)	0 (0.0%)	2 (14.3%)	5 (35.7%)	5 (35.7%)	14 (100.0%)
概要	市民協働や自治体経営に関する施策を中心とする本目標では、全体的に目標値に到達、または改善傾向にあるものが多くみられる。しかし、新型コロナウイルスの影響で実施できなかった事業もあり、一部達成度1となった。					

3. 中間見直しに関する市民アンケート調査の結果

1 調査の目的

本調査は、「第2次甲州市総合計画」の中間見直しに当たって、これまでのまちづくりに関する評価や、今後における市民ニーズを把握することを目的に実施しました。ここでは、その調査結果の一部を抜粋して掲載します。

2 調査の実施概要

項目	内容
対象者	市民（満16歳以上の市内在住者）
調査数	1,000人（年齢、性別、地区を考慮の上、住民基本台帳から無作為抽出） ※上記に加え、本市のHP上でWEB調査を実施
調査方法	郵送による配付・回収およびWEB回答
調査時期	令和4年6月24日～7月7日
回答数	524人 うち郵送回答 492人（回答率49.2%） WEB回答 32人

アンケート結果中の記号等について

(S A) … 単一回答(Single Answer)の略。選択回答は1項目のみ。

(M A) … 複数回答(Multi Answer)の略。回答する選択肢の数に制限がある場合がある。

n … 回答者数 (number) を表す。「n = 100」は、回答者数が100人ということ。

※アンケート結果の数値は小数点第2位を四捨五入しており、単一回答であっても合計が100%にならない場合がある。

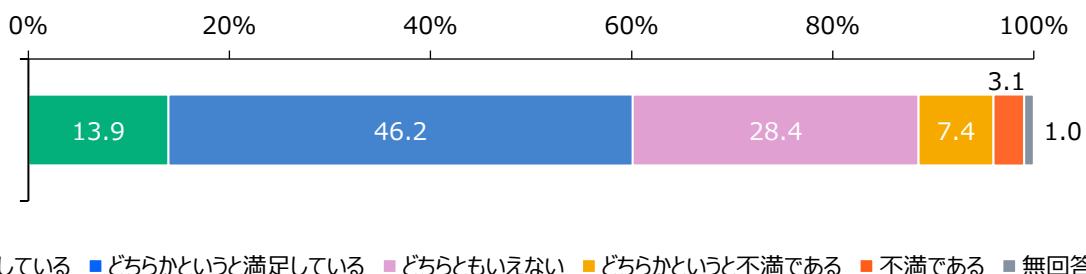
※複数回答の場合は合計値が100%にならない場合がある。

3 調査結果の概要

● 甲州市の暮らしやすさ

甲州市の暮らしやすさについて、「満足している」と「どちらかというと満足している」を合わせた『満足』が60.1%となっています。(計画策定期間アンケート57.9%)

「どちらかというと不満である」と「不満である」を合わせた『不満』は10.5%となっています。(計画策定期間アンケート13.7%)

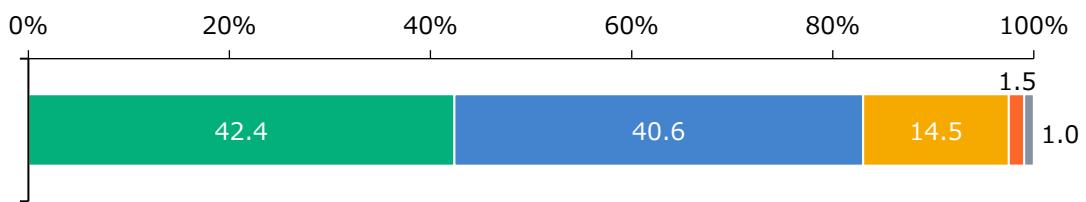


■満足している ■どちらかというと満足している ■どちらともいえない ■どちらかというと不満である ■不満である ■無回答

● 甲州市に住み続けたいと思うか

甲州市に住み続けたいと思うかについて、「住み続けたい」と「どちらかというと住み続けたい」を合わせた『住み続けたい』が83%となっています。(計画策定期間アンケート85.6%)

「どちらかというと住みたくない」と「住みたくない」を合わせた『住みたくない』は16%となっています。(計画策定期間アンケート13.6%)

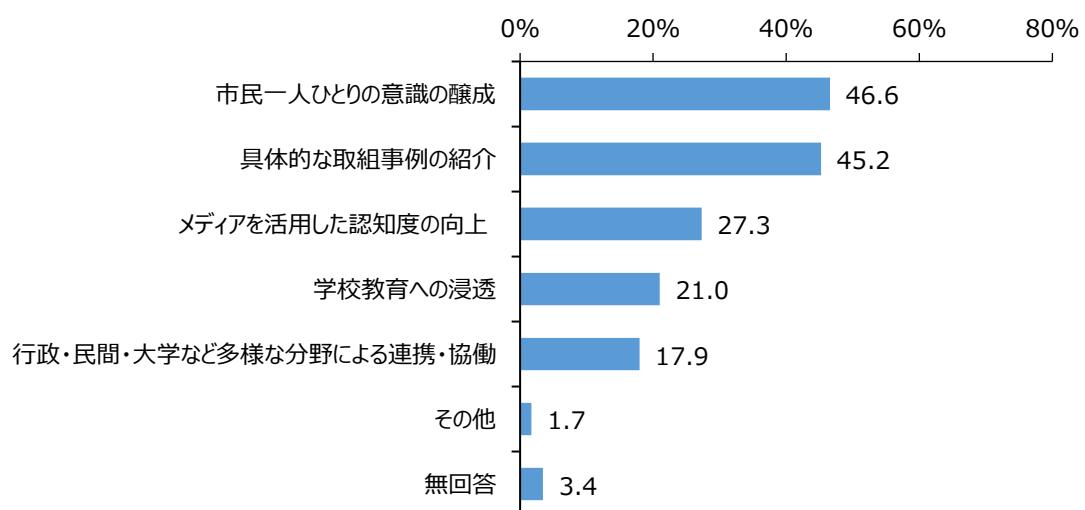
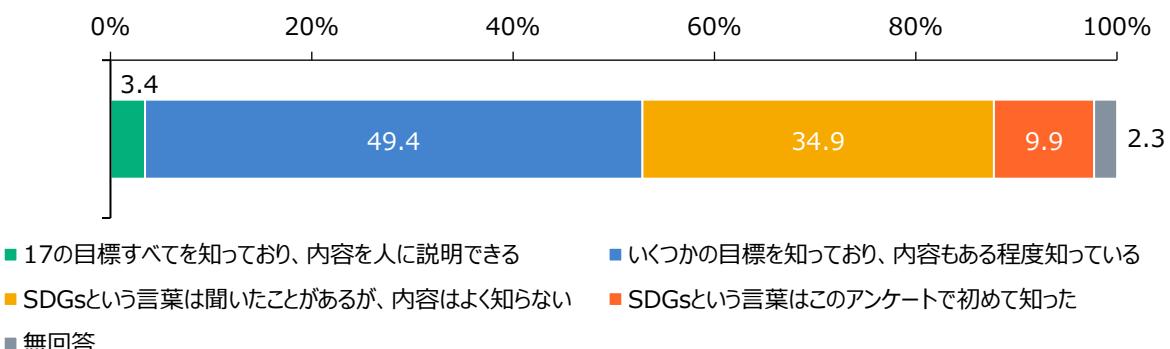


■住み続けたい ■どちらかというと住み続けたい ■どちらかというと住みたくない ■住みたくない ■無回答

● SDGsについて

SDGsの認知度について、「17の目標すべてを知っており、内容を人に説明できる」が3.4%、「いくつかの目標を知っており、内容もある程度知っている」が49.4%で、合わせると5割を超えてます。

SDGsの推進に必要な取り組みについては、「市民一人ひとりの意識の醸成」が46.6%と最も高く、次いで「具体的な事例の紹介」が45.2%、「メディアを活用した認知度の向上」が27.3%となっています。



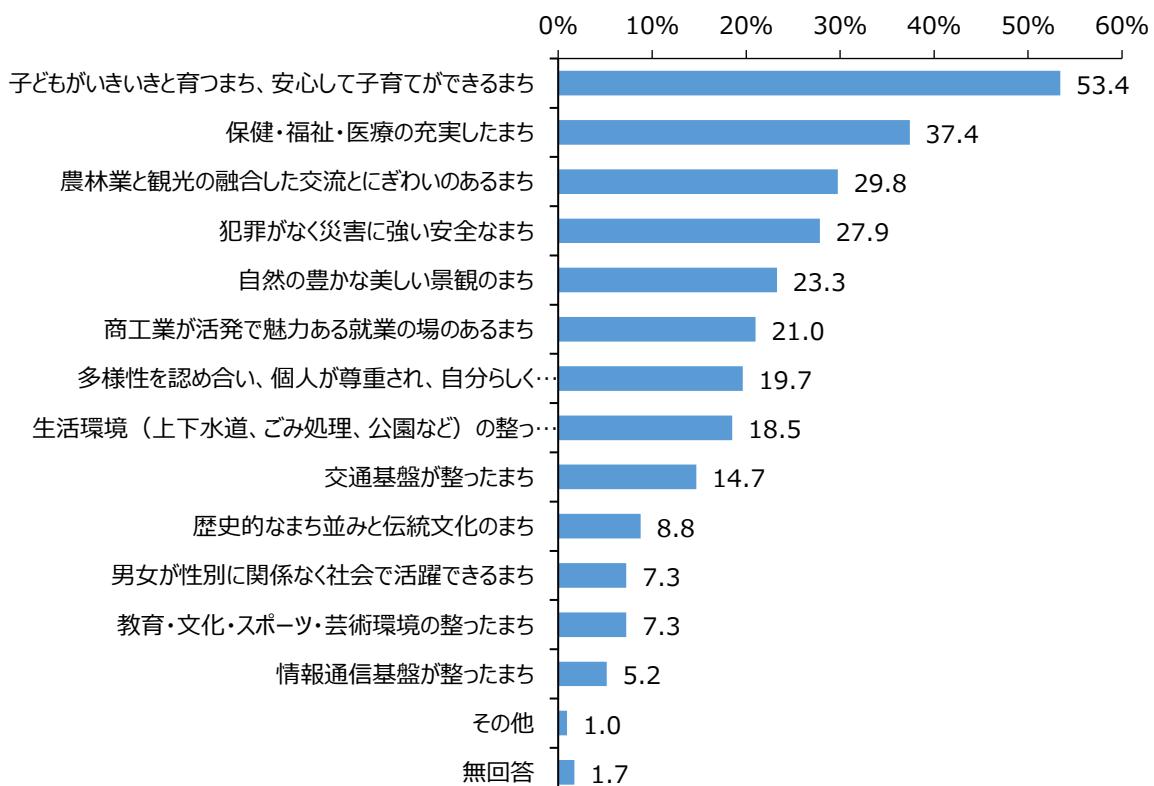
● 甲州市のまちづくりに関する優先的改善施策

見直し前の計画における各分野のまちづくりに関する項目について、市民の皆さまが感じている満足度と重要度を把握し、満足度が低く、重要度が高い「優先的改善施策」を洗い出したところ、次のとおりとなりました。

分野	優先的改善施策
活力あるまちづくり（産業分野）	● 雇用・労働者福祉施策
健康福祉のまちづくり（健康福祉分野）	● 地域医療施設の充実や救急体制
快適で安心なまちづくり（生活基盤、安全・防災分野）	● 河川や急傾斜地など危険個所の整備 ● 道路・公共交通網の整備
環境保全のまちづくり（生活・自然環境分野）	● ごみ処理やリサイクル対策の推進
教育文化のまちづくり（教育文化分野）	（該当なし）
参画と協働のまちづくり（自治体経営・市民協働分野）	● 効率的な自治体経営の推進

● 甲州市のまちづくりにおける特色

甲州市をどのような特色あるまちにするべきかについて、「子どもがいきいきと育つまち、安心して子育てができるまち」が53.4%と最も高く、次いで「保健・福祉・医療の充実したまち」が37.4%となっています。（上位6項目まで計画策定時アンケートでも同様の順位）



4. まちづくりの主な課題

1 地域産業の活性化に向けた「甲州市ブランド」の確立

- 少子高齢化に伴う人口減少や新型コロナウィルス感染症の拡大、国際情勢の変化が日本の経済状況に大きな影響を与える中で、今後も地域の産業を維持・発展させていくために本市の特色を生かした産業振興が求められています。
- 「フルーツ王国山梨」の中でも代表的な果樹産地である本市では、農業を基幹産業としており、農業従事者の高齢化に伴う担い手不足が懸念される中で、継続的な新規就農者の確保や農業経営の法人化の促進といった取り組みが必要です。また、世界農業遺産に認定されたことを受け、今後の農業振興に向けたブランド化の推進が求められています。
- 歴史あるワインのまちでもある本市においては、ワイン産業の振興は重要であり、原料であるブドウの安定生産による持続可能な供給体制の確立に努めていく必要があります。
- 観光分野については、地域の魅力にさらに磨きをかけ、市内交通網体系の充実を図りながら、本市が有する美しい自然環境や果樹園景観、ワイン、歴史遺産などを活用していくことが必要です。
- そのため、「富士の国やまなし・峡東地域ワインリゾート構想」や「世界農業遺産」などを活かした農村リゾートの推進、「大菩薩の森」や「多摩川の源流地域」といった豊かな自然を利用した山岳観光の推進など、様々な観光や交流の展開を図っていくことが求められます。
- 林業分野では、担い手の不足が大きな課題となっています。「甲州市・オルビスの森」や、県の歴史景観保全地区にも指定されている「塩ノ山」などの育成・保全に努めつつ、林業の担い手育成について検討をしていく必要があります。
- 商工業の分野では、車社会の進展による生活圏の拡大に伴う郊外型の大型店や量販店が進出し、既存商店街の空洞化が進むなど、市内中小企業は、厳しい状況下にあります。
- これら産業の活性化には雇用の確保と労働環境の整備が重要です。市民アンケートの結果からも、働く場の確保や雇用・勤労者福祉施策の改善が求められている中で、本市の特徴に即した取り組みを検討する必要があります。
- 今後も本市の豊かな地域資源を中心とした観光・交流や農林業、商工業の連携により、地域産業の活性化に向けた「甲州市ブランド」の確立を進めることができます。
- また、本市では「いきいき甲州プロジェクト・ヴェスタ甲州」として「食べる・喜ぶ・泊まる・参加する・体験する・感動する」など地域資源を活用した各種事業を実施していますが、本プロジェクトを推進することで、より一層の地域活性化を図ることが必要となります。

2 健康・福祉施策の充実による誰もが暮らしやすいまちづくり

- 令和2年の国勢調査によれば本市の65歳以上の老人人口の割合（高齢化率）は36.7%、0～14歳までの年少人口が10.4%となっており、年少人口に対して老人人口が3倍以上と少子高齢化の進行が顕著となっています。
- 高齢化社会への対応として、高齢者が地域で安心して暮らせるよう介護予防事業や介護サービスを充実させるとともに、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えて人と人がつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指す必要があります。
- 生産年齢人口の確保や若年層の増加に向けて、子育て支援の充実も急務となっています。市民アンケートによれば、甲州市をどのような特色のあるまちにするべきかについて「こどもがいきいきとそだつまち、安心して子育てができるまち」がもっとも高くなるなど、安心して子育てができる環境づくりが求められています。
- 若年層から高齢者まで、幅広い世代が暮らしやすいまちづくりを推進するために、健康・福祉施策の充実が必要です。

3 安全・安心で快適な生活基盤整備の推進

- 本市は市域の山梨市境に一級河川である笛吹川が流れ、東部から北部へかけて大菩薩嶺をはじめとする多くの山々が連なるなど急峻な箇所も多く、地震、暴風、豪雨、地すべりなど極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下にあります。
- このため、東日本大震災など、多くの大災害の様々な教訓を生かすとともに、本市の地域特性や災害史を踏まえ、災害による被害を最小限にとどめられるよう、災害時の情報連絡体制や避難体制などの整備を実施していく必要があります。
- 本市が有する豊かな自然環境との共生を前提に、調和のとれた土地利用のもと、河川などにおける危険個所の整備や住宅地や道路・公共交通網の整備を行うとともに、国が示すデジタルインフラの整備など、市民の暮らしを支える安全・安心で快適な生活基盤の充実を図る必要があります。

4 環境の保全に向けた資源の適正管理と循環利用

- 市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の市民に継承していくために、資源の適正な管理及び循環的な利用を図り、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な社会を構築することが求められています。
- 2050年カーボンニュートラル実現に向け、市民や事業者、行政など各主体が一体となって、再生エネルギーの活用、3R^(注)の推進など、身近な取り組みを進めていく必要があります。
- 市民や事業者が環境保全活動に対して意欲をもち、主体的にやりがいをもって取り組むための仕組みづくりを進めていくことが求められます。

(注) 3R : Reduce (減らす)、Reuse (繰り返し使う)、Recycle (再資源化する) の3つの頭文字をとった言葉。

5 次世代の育成と地域文化の継承

- 値値観の多様化や情報化の急速な進展、国際情勢の変化など先行きが不透明な時代を迎えており、これから地域を担っていく次世代の育成が不可欠となっています。
- いじめや不登校などが社会的にも深刻な問題となる中で、道徳心や倫理観を養うことが重要であり、基礎的学力のみならず、命の大切さや生きる力の学びを充実させ、自立心や思いやりの心などを伸長することが必要です。そのためには、学校教育だけではなく、地域や家庭が連携して子どもの教育に関わることが重要となります。
- 長寿化により現代は「人生100年時代」と呼ばれるようになり、年齢を問わず全ての人が元気に活躍できる場、安心して暮らせる社会をつくることが求められている中で、生涯学習や生涯スポーツ活動、地域の文化活動などの重要性が高まっています。
- 市内各地域に存在する伝統文化の保護と活用に努め、交流活動を促進するなど、次世代に地域文化を継承していく必要があります。

6 市民協働のまちづくりと社会の変化に対応した自治体経営

- 社会ニーズが多様化、複雑化する中で、市民と行政が一体となった協働のまちづくりがこれまで以上に求められています。
- 協働のまちづくりを推進するために、行政が積極的な情報発信を行うとともに、市民と行政が信頼関係に基づきコミュニケーションできる体制づくりを目指す必要があります。また、市民主体の組織づくりや活動に対する一層の支援も求められています。
- すべての人が差別や偏見を受けない地域社会の実現のため、その取り組みの1つとして男女共同参画社会の形成を推進することが重要です。本市が令和3年に制定した「甲州市パートナーシップ制度」といった取り組みを中心として、個人が尊重され、誰もがいきいきと自分らしく生きることができる地域を目指します。
- 国際的な開発目標であるSDGsは、本市における取り組みにも関わるものであり、持続可能な社会の形成に向け、その理念を踏襲した政策展開が求められています。
- 少子高齢化に伴う人口減少は今後も続くとみられる中、医療や福祉に関する歳出の増加や税収の減少など、財政的な厳しさが増すことが強く懸念されます。社会の変化に対応した自治体経営として職員の政策立案能力の向上や医療・福祉サービスといった市民に必要なサービス基盤の確保が求められているとともに、効果的な組織機構や公共事業の見直し、公共施設の再編・集約などによりコンパクトな行政運営が図れる体制を構築するなど一層の自治体経営の効率化が必要となっています。

第2部

基本構想

第1章

甲州市の将来像

第2章

計画の基本フレーム

第3章

施策の体系

第1章

甲州市の将来像

1. まちづくりの基本視点

序論を踏まえ、まちづくりの基本視点を以下のとおりに定め、まちづくりのすべての分野における基本とします。

視点1

甲州市ブランドを創造し、 誇りうるまちづくりの視点

地域資源を活用した観光・交流による本市ならではの個性ある産業の創造と振興を進めるとともに、暮らしや人づくり、地域づくり、芸術・文化の振興など、多彩な「甲州ブランド」を創造・発信し、誇りうるまちづくりを進めます。

視点2

だれもが住んでみたい、住んでよかったと思えるまちづくりの視点

自然との共生を基本に、SDGsの理念を踏襲した持続可能な循環型社会の形成、安全・安心なまちづくりを進めるとともに、だれもが、より元気に、より暮らしやすいまちづくりを進めます。

視点3

市民との協働による、 自立したまちづくりの視点

市民と行政がお互いの役割分担を明確にしながら、あらゆる分野において市民と行政との協働体制の強化を進めるとともに、これに基づく自立した自治体経営の確立、住民自治の地域づくりを進めます。

2. まちづくりの将来像

本市は、豊かな自然と果樹園風景が広がり、果樹を中心とした農業が展開されています。さらに数多くの歴史資産と地域文化を有しています。こうした本市の特性を活かすため、基本視点である「甲州市ブランドを創造し、誇りうるまちづくり」、「だれもが住んでみたい、住んでよかったと思えるまちづくり」、「市民との協働による、自立したまちづくり」を踏まえ、本市の魅力が輝き、多くの人が訪れ、住んでみたくなる、またすべての市民がずっと住み続けたくなるまちの実現を目指し、引き続き将来像を以下のとおり定めます。

まちづくりの基本視点

- 視点1 甲州市ブランドを創造し、誇りうるまちづくり
- 視点2 だれもが住んでみたい、住んでよかったと思えるまちづくり
- 視点3 市民との協働による、自立したまちづくり



将来像

豊かな自然　歴史と文化に彩られた
果樹園交流のまち甲州市

また、本計画がまちづくりの共通目標として幅広い層に親しまれ、多くの市民の参画・協働が得られるよう、計画の愛称を「甲州市まちづくりプラン」としています。

計画の愛称

甲州市まちづくりプラン

3. まちづくりの基本目標

基本目標1 創意に満ちた活力ある産業のまちづくり

観光・交流を軸として、本市の豊かな自然や特色ある地域資源を最大限に活かした地域の活性化を図り、活気ある地域と産業づくりを目指す「創意に満ちた活力ある産業のまちづくり」を進めます。

基本目標2 健やかに心ふれあう健康・福祉のまちづくり

市民ニーズに即した子育て・医療・介護サービスの充実のもと、すべての市民が世代を超えて支え合いながら、住み慣れた地域で生涯にわたって健康に、生きがいを持って暮らすことのできる「健やかに心ふれあう健康・福祉のまちづくり」を進めます。

基本目標3 快適で安心して暮らせるまちづくり

定住・交流の促進と市の新たな発展に向け、地域と連携した防災体制の構築や、公共交通網やデジタルインフラの整備など、安全・安心で快適な暮らしを支える基盤の整った「快適で安心して暮らせるまちづくり」を進めます。

基本目標4 自然と共生する環境保全のまちづくり

豊かな自然を守り育て、市民・事業者・行政が連携し、持続可能な社会の構築に向け行動する「自然と共生する環境保全のまちづくり」を進めます。

基本目標5 心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり

次代を担う人材の育成と、年齢を問わずだれもがともに学び育て合う、甲州市らしい地域文化の創造に向け「心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり」を進めます。

基本目標6 ともにつくる参画と協働のまちづくり

社会ニーズが多様化、複雑化する中で、市民やあらゆる主体と行政が協働し、魅力ある地域づくりと、様々な行政課題に対応できる自立した自治体経営の確立に向けて「ともにつくる参画と協働のまちづくり」を進めます。

第2章

計画の基本フレーム

1. 将来人口の想定

国勢調査によれば本市の人口は減少傾向で推移しており、本市の独自推計による将来人口推計では令和17（2035）年には23,671人まで減少すると予測されます。また、同年の年齢3区別人口は、0～14歳の年少人口が1,852人（7.8%）、15～64歳の生産年齢人口が11,578人（48.9%）、65歳以上の高齢者人口が10,241人（43.3%）と予測されます。

また、世帯数についても減少傾向は続き、令和17年（2035）年には10,665世帯に減少すると予測され、1世帯当たり人数も同年には2.22人まで減少すると予測されます。

なお、こうした人口予測に対しては、「まち・ひと・しごと創生 第2期甲州市総合戦略」において、人口減少対策など地域創生の充実、強化に向けた取り組みを継続し、人口減少に歯止めをかけるべく各種施策を充実・強化させ、対策に取り組んでいるところです。

〈将来人口の推計〉

（単位：人、世帯、人／世帯）

	実績値			推計値		
	平成22年 2010年	平成27年 2015年	令和2年 2020年	令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年
総人口	33,927	31,671	29,237	28,564	26,100	23,671
年少人口 (0歳～14歳)	4,428 (13.0%)	3,699 (11.7%)	3,032 (10.4%)	2,574 (9.0%)	2,118 (8.1%)	1,852 (7.8%)
生産年齢人口 (15歳～64歳)	19,535 (57.6%)	17,174 (54.2%)	15,440 (52.8%)	14,993 (52.5%)	13,345 (51.1%)	11,578 (48.9%)
老人人口 (65歳以上)	9,962 (29.4%)	10,502 (33.2%)	10,717 (36.7%)	10,997 (38.5%)	10,637 (40.8%)	10,241 (43.3%)
世帯数	11,588	11,389	11,152	11,014	10,839	10,665
1世帯あたり人数	2.93	2.78	2.62	2.59	2.41	2.22

* 人口はコーホート法^{（注1）}、世帯はトレンド法^{（注2）}で推計。

* 実績値の総数には年齢不詳を含みます。また、各区分の割合は総数に対する割合のため、合計が100%とならない場合があります。

（注1） コーホート法：コーホート（同じ年、又は、同じ期間に生まれた人々の集団のこと）に基づき、将来の人口予測を計算する手法。

（注2） トレンド法：時系列変化を重視して、データの傾向を分析する手法。

2. 土地利用の基本方針

〔基本理念〕

- 先人のたゆみない努力によって守り育てられた市土は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産などの諸活動の共通の基盤であり、より良い環境を次世代へと引き継ぐべき資源です。
- 本市には、豊かな自然と文化史跡、農村風景など、歴史が息づく文化的な風景があります。一方で、甲府盆地に位置する地方都市として、活気ある安定した産業の振興、安全安心な生活の実現も同時に求められています。
- 今後も自然と人と都市が多様な関係性とバランスを保ち、持続可能な市土の保全と活用を進めています。
- また、広域な市土を有する利点、それぞれの地域の特性、本市に関わる全ての人の力を活かすため、市民や事業者の主体的な参加を促し、協働によるまちづくりを進めていきます。

〔基本方針〕

- 1 豊かさや暮らしやすさを実感できる拠点を中心としたコンパクトなまちづくりを進めます
- 2 豊かな自然、歴史、文化、美しい果樹風景などの甲州市の魅力を守るために景観づくりを進めます
- 3 地域特性との調和に配慮した土地利用を進めます
- 4 地域の元気を生み出す産業の振興を図り、産業を通じた交流を育みます
- 5 安全で安心な暮らしを支える強靭で災害に強いまちづくりを進めます
- 6 地域特性に配慮して一人ひとりが甲州市の良さを引き出し、愛着と誇りの持てる取り組みを進めます

〔利用区別の市土利用の基本方向〕

- 1 農地
 - ①優良な果樹園や農地を保全する仕組みを強化します
 - ②市街地内農地や無秩序な宅地化が進行する農地の見直しを図ります
 - ③果樹園風景を守るために景観を乱す土地利用のコントロールを推進します
 - ④観光資源との連携や都市との交流を促進します
- 2 森林
 - ①市の骨格を形成する森林を保全します
 - ②多面的機能の発揮に向け積極的な維持を図ります
 - ③保健休養、レクリエーション、環境学習の場としての活用を図ります
- 3 原野等
 - ①保全及び適切な利用を図ります

4 水面・河川・水路

- ①適切な維持・管理を図るとともに親水空間として活用します
- ②地域風土を感じさせる水路（堰）の活用を図ります
- ③身近な水質保全に向けた取り組みを推進します

5 道路

- ①都市の活性化につながる道路ネットワーク構築のための道路用地を確保します
- ②快適で安全な歩きたくなる道づくりを推進します
- ③農道及び林道の計画的な整備を進めます

6 宅地

【住宅地】

- ①市街地へと宅地化を誘導し人口集積を図ります
- ②農地と宅地のすみ分けを図ります
- ③農村集落地域では農地と宅地が共生できる地域環境の形成を図ります
- ④歴史文化、自然と調和する景観資源を保全・活用します

【工業用地】

- ①工場生産に必要な用地の確保を図ります
- 【その他宅地（店舗・事務所など）】
 - ①市街地におけるにぎわいと活力のある商業地を形成します
 - ②郊外における大規模集客施設の立地の規制・誘導を図ります

7 その他

- ①利便性向上や地域振興を図る観点から公用・公共施設の用地を確保します
- ②自然環境を保全しながらレクリエーション用地を確保します
- ③未利用地については適正な利用を促します

第3章

施策の体系

基本目標		基本施策	
I	創意に満ちた活力ある産業のまちづくり	1	果樹・農林業
		2	ワイン産業
		3	観光・交流
		4	商工業
		5	雇用・労働環境
II	健やかに心ふれあう健康・福祉のまちづくり	6	子育て支援
		7	健康づくり
		8	医療
		9	地域福祉
		10	高齢者施策
		11	障害者施策
		12	社会保障
III	快適で安心して暮らせるまちづくり	13	土地利用
		14	景観形成
		15	道路・交通網
		16	住宅・宅地
		17	電子自治体の推進
		18	治山・治水
		19	消防・防災
		20	交通安全・防犯
		21	消費者対策
		22	環境保全
IV	自然と共生する環境保全のまちづくり	23	環境衛生
		24	水道
		25	下水・排水処理対策
		26	義務教育の充実
V	心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり	27	生涯学習の推進
		28	文化財の保護と活用
		29	協働のまちづくり
VI	ともにつくる参画と協働のまちづくり	30	地域活動
		31	男女共同参画・人権の尊重
		32	自治体経営

第3部

基本計画

———— 基本目標 1 ————

創意に満ちた活力ある産業のまちづくり

———— 基本目標 2 ————

健やかに心ふれあう健康・福祉のまちづくり

———— 基本目標 3 ————

快適で安心して暮らせるまちづくり

———— 基本目標 4 ————

自然と共生する環境保全のまちづくり

———— 基本目標 5 ————

心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり

———— 基本目標 6 ————

ともにつくる参画と協働のまちづくり

創意に満ちた活力ある産業のまちづくり

基本施策	主要施策
1 果樹・農林業	1 農業経営基盤の整備と担い手育成
	2 農業生産基盤の整備の推進
	3 農産物のブランド化の推進
	4 鳥獣害対策の推進
	5 林業生産基盤の整備の推進
2 ワイン産業	1 ワイン品質の向上とブランド化の推進
	2 ワイン普及の推進
3 観光・交流	1 観光資源のブランド力向上と整備
	2 受入体制の整備の推進
	3 情報発信と人的ネットワークの構築の推進
4 商工業	1 商業活動の推進
	2 商工業の経営基盤の強化
	3 企業立地の推進
5 雇用・労働環境	1 雇用の促進
	2 労働環境の整備の推進

基本施策 1 果樹・農林業

現状と課題

- 本市は、ブドウ、モモ、スマモモ、サクランボなどの果樹栽培を中心とした農業を基幹産業としており、「フルーツ王国山梨」における代表的な果樹産地であり、その農業システムが世界農業遺産に認定された地域です。また、ワイン、ころ柿などの二次産品も、本市の代表的な特産品であり、高い品質と知名度を誇っています。
- しかしながら、農家人口の高齢化や農業従事者の減少など農業を取り巻く環境は依然として厳しく、担い手不足の影響により、耕作放棄地や遊休農地の増加などが問題となっています。世界農業遺産に認定された農業システムを継承していくために、農業の活性化に向けた農業の競争力の向上や、一層の基盤整備の推進が求められています。
- 現在、本市で把握をしている新規就農者は毎年40～50人程度となっており、安定して人材の確保ができます。引き続き、新規就農希望者や経営意欲のある農家に対する支援策を充実させ、若い世代を中心とした担い手の育成・確保に努めることが重要です。
- 農業の競争力向上にあたっては、消費者ニーズにあった品質向上の取り組みや安全・安心な農作物の提供に加え、農業経営の法人化の促進や6次産業化の推進、スマート農業の導入支援や世界農業遺産認定を活かしたブランド化の促進が重要となります。
- アジアの各国では、高品質で安全な日本産農産物に対する信頼が高く、その需要は高まっています。本市では日本ブドウ産地協議会を組織し、果物の輸出促進策を研究していますが、品質管理や輸送コストなど民間事業者が抱える課題への支援について検討が求められます。
- 農作物被害や農業者の生産意欲の低下を招く有害鳥獣の被害は今後も予想されることから、被害防止施設を今後も継続的に設置していくとともに、農業従事者に対しては、防護柵設置に関する積極的な補助金制度の活用を呼び掛ける必要があります。
- また、農業従事者の高齢化や農業の機械化が進む中で、農業就業人口当たりの農作業事故死亡者数は増加傾向にあるため、安全講習の情報提供などその対策が必要となっています。
- 近年は温暖化に起因すると言われる気候変動や病虫害の発生など、本市果樹農業において栽培に苦慮する状況が多く見られます。この対応としては、品質を維持しつつも病虫害に強い品種への転換が求められます。
- 本市の豊かな景観の保全において森林は重要な位置を占めていますが、農業と同じく林業でも高齢化と担い手不足が急速に進行しています。今後は森林管理基金を活用し林業経営の合理化や効率化の推進に努めるとともに、森林環境教育や林業体験を通じた担い手の育成を図ることが求められています。
- また、国土の保全や水源のかん養など森林のもつ多面的機能の持続的な発揮に向けて、市民との協働のもと、憩いの場や健康増進の取り組みに活用するなど総合的な利用を促進することも必要です。
- 甲州市森林経営計画をもとに、森林整備協定を締結した構成団体と森林整備を進めていくことが求められます。

施策のめざす方向

- 担い手不足と遊休農地の解消並びに生産力の維持・向上のため、移住や継承、若年層から定年退職者も含め、若年層の支援を中心としつつも多様な新規就農者数の拡大を図ります。
- 果樹産地として高品質な果樹の生産と農業遺産認定を活かしたブランド化を促進します。
- 認定農業者制度などを活用した農業従事者支援と新規就農希望者への支援の充実を図ります。
- 農業経営の法人化の促進や6次産業化の推進、スマート農業の導入支援などにより農業の競争力を高めます。
- 計画的な森林施業を促進するとともに、水資源林の涵養、森林保全に努めます。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 先人が作り上げてきた果樹農業システムを継承します。
- 環境にやさしく、質が高い、安全な農産物を生産します。
- 気候や病虫害のリスク回避を目的に、積極的に新品種・優良品種への転換を図ります。
- 地元の農作物や木材を購入します。
- 森林の保全活動などに参加します。
- 森林施業に対する情報提供や支援に協力します。

目標指標

指標名	実績値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
新規就農者数	49人	50人
認定農業者率	12%	30%
景観に配慮した農道の維持・保全	15箇所	15箇所
農薬分析調査数	47回	50回
有害鳥獣被害防止施設購入補助金利用者	21人	30人
景観に配慮した林道の維持・保全	一	4箇所
森林の育成・保全	1回	2回
森林整備	30.96ha	50ha

主要施策の展開

主要施策1	農業経営基盤の整備と担い手育成
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 農産物の安定供給と農地保全の観点から、特に30歳から44歳までの農業者を対象に置き、認定農業者制度の普及啓発に努めます。 農家子弟の離職就農や交流促進による新規就農者などの育成・確保、農業生産法人の参入促進のほか、農地の集積による規模の拡大、農作業受委託の促進などを通じ、世界農業遺産に認定された農業システムを継承していくための担い手の育成、確保を推進します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 就農定着支援 担い手の育成支援 農地の有効利用

主要施策 2	農業生産基盤の整備の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 優良農地の確保・保全に努めるとともに、異常気象時の災害防止のため、農道や用排水路の維持・保全に努め、農業生産基盤の強化を推進します。 ● 高齢者の作業軽減や農業後継者が就農しやすい環境整備を促進し、耕作放棄地・遊休農地の発生防止・解消に努めます。 ● 農業の多面的機能の維持・発揮のため、地域活動を支援します。 ● ポジティブ制度^(注1)の遵守、減農薬・減化学肥料栽培の促進など、消費者のニーズに沿った安全で安心な農産物の生産を推進します。 ● 農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルの促進など、環境にやさしい農業を促進します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 農道の保全 ● 農業水利施設の充実 ● ほ場整備による利便性の向上 ● 地域ぐるみの農業環境の保全 ● 安全で安心な農産物の生産環境

主要施策 3	農産物のブランド化の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関・団体との連携のもと、特選農産物の推奨・産地化など世界農業遺産認定を活かしたブランド化を推進します。 ● 既存の流通体制の一層の充実に加え、流通の国際化に向けた取り組みや農産物直売や地産地消の促進、6次産業化の推進、公営施設での情報発信や県内外でのPR活動の強化や観光イベントを活用した販売促進など、多面的な取り組みを推進します。 ● 日本ブドウ産地協議会による「果物の輸出」支援に取り組みます。 ● 生産者と消費者との交流や、観光・交流事業との連携による農業の活性化に向け、トップセールスによる販路拡大とグリーンツーリズム^(注2)や農業体験、市民農園などの取り組みを促進します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● トップセールスの推進 ● 世界農業遺産認定を活用したPRの推進

(注1) ポジティブ制度：基準が設定されていない農薬などが一定量以上含まれる食品の流通を原則禁止する制度。

(注2) グリーンツーリズム：農山漁村を訪問して、その自然と文化、人々との交流をありのままに楽しむ余暇形態のこと。

主要施策 4	鳥獣害対策の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 農作物被害に対しては、野生動物の生態や防除のマニュアルの作成などによる個々での対応を促進するとともに、農家を中心とした地域・集落の住民が一体となった取り組みを促進します。 ● 金網、ネットなどの防護柵・電気柵の設置など防除対策強化と猟友会による駆除対策の実施など関係団体、関係機関との連携や支援の強化を図ります。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 有害鳥獣の駆除対策 ● 特定有害鳥獣の保護 ● 猟友会の活動支援と新規狩猟資格取得支援

主要施策 5	林業生産基盤の整備の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 林道の保全などに努め、林業生産基盤の整備を促進します。 ● 甲州市森林整備計画をもとに森林整備協定を締結した構成団体で次期計画を検討し、森林の効率的な整備や適切な施業と保護を通じて森林が有する多様な機能を充分に発揮できるように努めます。 ● 森林が有する水資源のかん養や災害の防止、保健休養機能などの多面的機能の持続的発揮に向けた森づくりを進めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 林道の保全 ● 松くい虫・ナラ枯れ防除対策 ● 森林の保全 ● 市有林の整備

基本施策 2 ワイン産業

現状と課題

- 本市は、日本におけるワイン醸造の発祥の地として発展を遂げ、現在では市内に40を超える個性豊かなワイナリーが点在し、国内外から多くの観光客が訪れています。
- 山梨県内における甲州種ブドウの醸造仕向け量は3,000t前後で推移し、うち半数の約1,500tを本市が担っています。県全体としての醸造仕向け量は平成12年を境に減少していますが、本市の場合は生食用ブドウからの加担もあり、醸造仕向け量は比較的安定しています。
- 一方、農業従事者の高齢化や担い手の不足により、栽培面積や経営の維持が一層困難となり、原材料であるブドウについて、安定した量の確保ができなくなることが懸念されます。
- 今後の本市のワイン産業の維持・発展に向けては、農業従事者の確保・育成を図りつつ、原材料の安定供給のために、ブドウ生産農家とワイナリーの信頼関係の構築、関係性の強化に関する支援を行うことが重要です。
- また、今後のワインの消費量増加のため、甲州市原産地呼称ワイン認証などを活用した一層のブランド化の推進や、新酒まつりやワインを愉しむ会といった各種イベントの開催、新商品の開発などに努めることが必要です。
- 海外に対する需要喚起として、ロンドンを中心にKOJ^(注)によるプロモーション活動を行っていますが、その成果をもとに、今後の市場拡大が期待できるアジア市場へのプロモーション活動の充実が望まれます。
- 地域を横断した広域的な取り組みとして「富士の国やまなし・峡東地域ワインリゾート構想」によるワイン産地の滞在型周遊観光の推進に取り組んでいますが、さらに地域の魅力に磨きを掛けることにより、ワイナリー巡りの観光客を増加させ、観光・交流を軸とした持続的な地域の発展につなげていく必要があります。

施策のめざす方向

- 生産農家とワイナリーに対し、総合的な基礎調査を実施し、正確な生産実態を把握します。
- 今後の目標生産量の指標化や市独自の新たな就農担い手支援モデルを構築し、ブドウ農業の担い手を増やすように努めます。
- 既存農家に対しては、原料ブドウの安定生産を中心に、経営面積の維持化や持続可能な供給体制の確立に努めます。
- ワイン振興や観光の拠点であるぶどうの丘を核として、県内外、海外への情報発信やプロモーション活動を強化し、販売と消費拡大を図り、より多くの来訪者の獲得に努めます。
- 峡東三市が連携し、「富士の国やまなし・峡東地域ワインリゾート構想」の実現に努めます。
- アジアなどへのワインの輸出促進策に努めます。

(注) KOJ : Koshu of Japanの略。山梨県内のワイン生産者15社と市商工会、甲府商工会議所、山梨県ワイン酒造協同組合によって2009年7月8日に設立された団体。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 甲州種ワインの飲用と普及促進に努めます。
- 農家が生産したブドウが余剰する様ないように、永続的な取引体制を構築します。
- ワイン用ブドウとしての認識を持ちブドウを生産します。
- 甲州種ブドウの全量契約栽培により、栽培、買い入れを明確化します。
- ワインコンシェルジュ講座の受講などを通じて、ホスピタリティを高めます。
- 環境にやさしく、質が高く、安全な農産物を生産します。
- KOJなどによる輸出促進策を支援します。

目標指標

指標名	実績値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
甲州市原産地呼称ワイン認証品数	18種	50種
ワインを愉しむ会への市内在住者参加割合	0%*	100%

*新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年度は中止

主要施策の展開

主要施策 1	ワイン品質の向上とブランド化の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none">● 甲州市原産地呼称ワイン認証品数の増加に向け、課題などを検証しながら、方策を検討します。● 認証ワインが一緒に揃うぶどうの丘において、ワインを実際に味わい、消費者がその比較を楽しめる環境づくりを推進します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">● 甲州市原産地呼称ワイン審査会の充実● 甲州市ワイン品質審査会の充実

主要施策 2	ワイン普及の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none">● ワインが本市の重要な産業となっていながら、地元ではあまり飲まれていない現状を踏まえ、市民にとってワインは未知なる存在であることを出発点に、ターゲットを絞ったイベントの開催に努めます。● イベントの開催にあたっては、参加者が安心して参加できるよう感染症対策などの環境整備を検討します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">● 甲州市原産地呼称ワインのイベントの開催● 市民がワインに親しむイベントの開催● ワインとの付き合い方セミナーの開催

基本施策 3 観光・交流

現状と課題

- 本市は、日本百名山の大菩薩嶺秩父多摩甲斐国立公園エリアなどの雄大な自然、武田氏ゆかりの歴史ある神社仏閣、国内有数の産地であるぶどうやモモ、サクランボなどの観光果実園、個性豊かなワイナリーなど、多様な観光資源を有しています。
- しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、本市を訪れる観光客数は令和2～3年度において著しい減少となっています。新型コロナウイルスに関する動向は先行き不透明な状況ですが、感染症対策を前提とした受け入れ態勢を構築しつつ、Withコロナを見据えた新たな形での観光のあり方を検討する必要があります。
- また、本市は首都圏から近いという立地条件もあり通過型、日帰り型観光が中心となっていますが、さらなる観光振興のために、宿泊施設などの観光資源・滞在拠点を整備し、滞在型観光への移行を進めることができます。
- 観光客の来訪は、フルーツ狩りやワイナリー巡りを中心に8～10月に集中しており、年間をとおした安定的な観光客の確保が課題です。また、観光ニーズは消費型から体験型や学習型に変化をしており、ニーズに即した観光資源の開発・発掘が求められています。
- 観光拠点は市内全域に分散していることから、来訪者が快適に観光できるように、交通事業者、行政が連携して市内交通網体系の整備、充実を図ることが必要となっています。
- 県内の他の観光地と連携し、情報の相互提供など広域観光圏の形成に努め、本市への来訪者の増加を図るとともに、従来取り組んできたPR活動も踏襲しつつ効果的な情報発信を行うことが必要となっています。

施策のめざす方向

- 時代や社会情勢などの変化も見据えた新しい観光のあり方を検討し、観光・交流人口の増加による地域の活性化を図ります。
- 地域資源の活用をはじめ、自然環境や景観、農作業や農村体験、各種イベントの開催のほか、伝統文化や歴史遺産などを活用したツーリズムの推進により、通年型、滞在型の観光地づくりを促進します。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 市民一人ひとりが市の自然や食文化など観光資源を理解し、本市をPRします。
- もてなしの醸成に努めるとともに、イベントなどに協力します。
- 本市の観光PR活動や誘客活動など、観光による活性化を推進します。
- 観光振興に関する多面的な活動を行います。

目標指標

指標名	実績値 (令和 3 (2021)年度)	目標値 (令和 9 (2027)年度)
観光入込客数	1,532千人	3,750千人
観光ガイド数	107人	158人
観光協会ホームページのアクセス数	33万回	45万回
対外観光交流プロモーション回数	19回	40回

主要施策の展開

主要施策 1	観光資源のブランド力向上と整備
方向性	<ul style="list-style-type: none">市内における「歩く事業」のさらなる普及・推進や、市外へ向けてネットワークを利用した「歩く観光」の情報発信と推進を図ります。全域周遊ルートの構築や新規開拓、エリアごとの散策ルートの整備、案内マップや標識など、さらなる充実を図ります。地域の歴史文化をさらに発掘していくとともに、それを新たな観光資源として誘客に繋げていくために整備します。観光拠点施設などを活用しコンサートを開催するうえで、時期やジャンルなどを検討し、市外からの誘客に繋がるように、創意・工夫に努めます。「巫女の舞」の保存については、武田家ゆかりの地域の学校の女子生徒に伝承していくとともに、各種祭典に奉納し、市内外へ広くPRすることに努めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">ある～くこうしうの充実フットパスルート構築とマップづくり地域の歴史文化の再発見音楽・アートによるまちづくり

主要施策 2	受入体制の整備の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症対策などを講じながら、安全・安心に観光ができる体制の整備に努めます。 ● 世界農業遺産（ぶどう・桃）・神社仏閣・大菩薩峠など山々に囲まれた自然豊かな観光資源をアテンドできるボランティアガイドを今後も増やすことに努めます。 ● フットパス・トレッキングについては、コースの整備やマップ類のさらなる充実を図ります。 ● 農業観光推進のためのフルーツ加工体験施設、フルーツセンターや農園レストランなどの整備・導入を推進します。 ● 各団体などとの連携をさらに強化するとともに、「おもてなしの心」を充実し、イベントなどへの来場者に満足していただけるよう受け入れ体制の構築を図ります。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種イベントの充実 ● 観光拠点の整備・充実 ● 温泉施設の活性化 ● 近代産業遺産の整備 ● ボランティアガイドの養成

主要施策 3	情報発信と人的ネットワークの構築の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● ホームページ、SNSなどを活用しながら旅行者にとっての有益な情報を効果的に発信します。 ● 県外へのプロモーションについては、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、初心に帰りますは関東圏・東海地方へのプロモーションに注力します。また、友好関係にある都市などに一層のプロモーションをかけていきます。 ● 観光客のニーズは多様化するとともに、マイカー利用などにより観光における広域間移動が多く見受けられることから、本市では観光立県の視点に立ち、県内外の異なる魅力をもつ観光地と連携し、広域観光圏の形成に向けた取り組みを推進します。 ● そこで、日本一のフルーツの産地、国産ワイン発祥の地であり、国際的にも高い評価を得ているワインの醸造地域であることを積極的に海外に向けて発信するとともに、外国人旅行者の受け入れ体制の整備など、国際化に対応した観光地づくりに取り組みます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報発信の充実 ● 対外プロモーションの強化 ● 観光大使及び観光モニターの活用 ● 外国人観光客の受入体制の整備 ● 観光案内標識の整備

基本施策 4 商工業

現状と課題

- 全国的に進展している中心市街地の空洞化は本市においても同様であり、事業主の高齢化と後継者の不足、郊外への大型店舗の出店などのため、廃業する企業、事業所が増えている状況となっています。
- 市内商店街ではシャッターが閉められたままの店も目立ち、人々の交流やにぎわいを生み出すために、商店街の活性化が急務と考えられます。
- 市内商工業の活性化のために、空き店舗対策や融資、創業支援、事業承継策の充実などにより市内の企業や事業所の支援に努めることが求められています。また、市外からの企業誘致についても、検討する必要があります。

施策のめざす方向

- 商工会、市内金融機関、市で「事業者支援機関連絡会」を立ち上げ、創業支援からフォローアップまで行います。また、事業承継、経営革新、融資相談など各支援機関と連携し幅広く支援を行い、市内企業、事業所を支援します。
- 果樹産業、ワイン産業など本市の地域資源とブランド力を活かした商工業の活性化を図りつつ、創業支援、6次産業化の推進、空き店舗の活用などの施策を展開していきます。
- 地域経済の活性化のため、デジタルの力を活用した施策の調査・研究を進めます。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 地域の商店街で買い物をします。
- 商工会員をはじめ市内中小企業の経営指導を実施します。
- 創業者に対する創業塾の実施や事業計画の作成支援、創業後支援を実施します。
- 事業承継支援を実施します。
- 市制度融資などを使った市内中小企業への融資を実施します。
- 創業者の資金計画の作成を支援します。
- 創業セミナーや事業承継セミナーを実施します。

目標指標

指標名	実績値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
商工振興事業による創業件数	2件	3件
商工振興資金融資件数	33件	30件
企業誘致数	0件	2件

主要施策の展開

主要施策 1	商業活動の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 空き店舗については、各種補助の活用を促すとともに、チャレンジショップなど空き店舗を活用した事業について検討を進めます。 創業支援事業計画により、新規出店者、創業者、起業者に対する支援を、商工会、金融機関などと連携して推進します。 円滑に事業が次世代にバトンタッチしていくよう、事業承継支援に取り組みます。 後継者問題や商品・製品技術の継承など様々な案件に対応できるよう、現状把握と事業承継支援の充実を図ります。 補助金、助成金から融資の利子補給、信用保証料の補助などについて検討します。 本市のブランド力を活かしつつ、民間企業との連携やデジタル技術の活用を検討する中で、商工業の活性化を図ります。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 空き店舗対策の推進 商店街の活性化 事業承継策、創業支援策の推進 ブランド開発の促進

主要施策 2	商工業の経営基盤の強化
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 事業者支援機関連絡会について、地域経済の動向を検証しながら、小規模事業者向けや創業支援向けにさらに制度を充実し、創業支援や事業承継にも活用できる制度として構築していきます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 商工振興資金融資の充実

主要施策 3	企業立地の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 製造業などの大型企業誘致は、用地の確保、道路、上下水道の整備など経費がかかり、世界農業遺産の認定された本市にとって、大規模優良農地を工業用地化するのは困難であるため、市の特性を研究し、農村産業法に伴う計画などを検証しながら、企業誘致について検証していきます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 企業立地の推進 シェアオフィス甲州の活用

基本施策 5 雇用・労働環境

現状と課題

- 市内企業、事業所はそのほとんどが小規模事業所のため、定期的な新規採用を行っていないのが現状となっています。
- 廃業などにより事業所自体の数も減少し、1社あたりの従業員数も減少しています。
- 企業数が限られるため市内で就職を希望する人は少なく、市外や県外に就職する人が多いのも現状です。
- また、激変する近年の社会経済情勢や新型コロナウイルス感染症の拡大などによる雇用状況の変化への対応が求められています。
- これらの現状を踏まえつつ、市内の活性化に向け、雇用・労働環境の改善に努めることが必要です。

施策のめざす方向

- 県、ハローワークとの連携を強化するとともに、通勤圏内の近隣自治体と協力し、雇用対策を推進します。
- 市内、県内での就職率アップのため各種メディアを活用し、積極的な情報発信を図ります。
- 本市の地域資源とブランド力を活かした商工業の活性化による新たな雇用の創出を目指します。
- 甲州市中小企業労務改善協議会の活動をさらに活発にして、市内で働く勤労者の労務福祉の向上、労務管理の改善を図ります。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 甲州市中小企業労務改善協議会の会員の増加を図るとともに、協議会活動を活発化させます。
- 求職者と企業とのマッチングの充実を図ります。
- 近隣自治体において、必要に応じて就職ガイダンス、就職相談会などを実施します。

目標指標

指標名	実績値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
就業相談事業への参加人数	0人	40人
労務改善協議会会員数	34社	40社

主要施策の展開

主要施策 1	雇用の促進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内は中小企業、特に小規模事業所が多いため、新卒者の採用を定期的に行っており、就業相談などを行いながら、必要に応じた形で雇用を支援します。 ● 創業支援の相談件数は増えており、商工会が行っている創業塾などと連携して事業を推進します。 ● 商工会やハローワークと連携し、雇用機会の確保と充実を図ります。 ● 各種メディアの活用等を研究しつつ、関係機関と連携し、求人情報などの積極的な情報提供を図ります。 ● 市内で働く方の福利厚生事業の充実、雇用の安定化などを支援します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業と求職者のマッチングの推進 ● 勤労者福祉事業の充実

主要施策 2	労働環境の整備の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性や高齢者の労働力を活用し、多様な就業形態を促進するとともに、働きやすい環境整備や労働条件の向上など、勤労者が健康でより快適に就業できる環境づくりのため、商工会などの関係機関と連携し事業所への啓発などを積極的に推進します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性及び高齢者の労働力の活用

健やかに心ふれあう 健康・福祉のまちづくり

基本施策	主要施策
6 子育て支援	1 保育サービスの充実
	2 地域における子育て支援の充実
	3 母子保健の充実
	4 子育て家庭への経済的支援
7 健康づくり	1 健康づくり対策の推進
	2 食育の推進
	3 疾病予防対策の推進
8 医療	1 市内医療機関の診療内容の充実と連携の促進
	2 救急医療・災害時医療体制の充実
9 地域福祉	1 地域福祉の計画的な推進
	2 関係団体などの支援
10 高齢者施策	1 介護保険サービスの充実
	2 地域包括ケアシステムの構築
11 障害者施策	1 相談支援体制の充実
	2 障害者福祉サービスの充実
	3 働く場所の確保
12 社会保障	1 国民健康保険の充実
	2 国民年金制度の啓発
	3 生活困窮者の支援

基本施策 6 子育て支援

現状と課題

- 本市においても急速に少子高齢化が進行しており、労働力人口の減少をはじめ、医療・福祉への影響や家庭や地域における子どもの育成環境の変化など、深刻な影響を与えることが懸念されています。このような中で、本市を子育てしやすい環境とするための取り組みが急務となっています。
- 本市には、公立保育所が6ヶ所（うち休園中2ヶ所）、私立認定こども園が8ヶ所あり、保育業務を実施しています。
- 少子化対策として、保育サービスの充実や保育施設の整備、児童クラブの設置、家庭における育児支援や健康管理などに取り組んできましたが、依然として出生率は低下傾向にあります。
- この原因として、核家族化による家庭の子育て機能の低下や地域における養育力の低下、結婚に対する価値観の変化による非婚、晚婚化と離婚の増加、育児と仕事の両立への不安・負担感、子育てそのものの不安の増大などが考えられます。
- 子育て家庭を市全体で支援していくという視点に立ち、市民一人ひとりがかわるとともに、保健・福祉・医療・教育など、様々な分野での連携と、関連機関などが一体となって、家庭や地域の機能を支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進していくことが求められています。
- また、育児不安や親子の孤立化、児童虐待などが社会全体で問題となっており、これらの課題に対応するため、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制の構築が必要となっています。
- さらに近年、核家族やひとり親家庭など家族形態の変化に伴う課題として、ヤングケアラー^(注)の問題があり、その実態の把握と支援が求められています。
- 子育てにかかる施策を総合的、計画的に推進するため、子ども・子育て支援事業計画や甲州市母子保健計画に基づき、従来の取り組みに加え、さらなる施策の充実に努めていくことが必要です。
- 今後さらに、母子保健、子育て支援の連携強化が必要であり、保健・福祉・医療などの庁内関係課、関係機関（者）から構成される会議において課題解決に向けた検討が必要となっています。

施策のめざす方向

- 家庭環境の多様化の中、市民のニーズを的確に把握するとともに、ニーズに応えられる施策の充実を図り、子育てしやすいまちづくりを推進します。
- 子育て家庭が、安心して子どもを産み、育てることができるまちづくりを目指します。
- 生涯を通じた健康の出発点であり、心身ともに健康で豊かな人生を送るための基盤となる母子保健の充実を図ります。

(注) ヤングケアラー：家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満のこども。（厚生労働省HPより）

市民、団体、事業者などに期待すること

- 子どもたちの健全育成のため、子育て支援策の充実に努めます。
- 地域で見守り活動や子育て支援など健全な子どもが育つ環境づくりに努めます。
- 保育所、幼稚園、学校、地域、家庭の連携を強化し、子どもたちと地域が交流する機会の創出に努めます。
- 男女ともに育児休業の取得や子育て後の女性の再就職しやすい環境をつくります。

目標指標

指標名	実績値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
保育所(園)待機児童数	0人	0人
ファミリーサポートセンター協力会員の割合	23.2%	依頼会員の40%
乳幼児健診の状況 (未受診児のフォロー状況)	84.6% (100%)	100% (100%)
ベビーベット等の貸し出し件数	160件	150件

主要施策の展開

主要施策 1	保育サービスの充実
方向性	<ul style="list-style-type: none">● 子育て世代のニーズを把握しつつ、認定こども園の整備や保育需要の多様化に対応し、子育てしやすい環境整備を図ります。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">● 保育対策● 保育施設の充実● 認定こども園の推進● 保育所地域活動の充実

主要施策 2	地域における子育て支援の充実
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 「安心して子どもを生み、健やかに育めるまちづくり」を基本理念におき、妊娠から学齢期までの切れ目のない支援、子どもの視点に立つ支援、また行政の他、企業・地域全体による支援や社会の変化に対応した利用者の視点にあったサービスの確保に努めます。 ● 各事業で伸びつつある利用率において、ここ数年後から少子化に伴い横ばい又は減少傾向が予想されるため、今後は利用率に注意し、サービスを低下することなく、同じような事業は統一するなど柔軟に対応します。 ● 児童虐待などが増加傾向にあり、家庭相談員が中心となり対応しています。今後も困難事例が増加することが考えられるため、児童相談所や警察などの関係機関と連携を強化し、早期発見に努めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども子育て支援事業計画の推進 ● ファミリーサポートの充実 ● 地域子育て支援拠点の充実 ● 児童クラブ・児童センターなどの利用促進 ● 子どもフェスタの開催 ● 養育支援訪問の充実 ● 児童虐待防止の取り組み ● ヤングケアラーへの支援

主要施策 3	母子保健の充実
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民と協働し、子どもの健やかな成長を見守り育む地域を目指します。 ● 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制を構築し、胎児期からの健康な生活習慣の支援、「育てにくさ」を感じる保護者に寄り添う支援、妊娠期からの児童虐待予防に取り組みます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子保健計画の推進 ● 妊産婦・乳幼児などへの健康支援 ● 各関係機関との連携の充実

主要施策 4	子育て家庭への経済的支援
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業の周知を徹底し、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めます。 ● ひとり親家庭に対して、世帯状況に応じて活用できる制度については積極的に周知します。 ● ひとり親世帯については、世帯により所得に大きな差が生じていることから、毎年の現況届提出時に、制度の活用についての説明を強化します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種手当の支給 ● 子ども医療費の助成 ● ひとり親家庭医療費の助成 ● 母子・父子家庭の自立支援 ● 赤ちゃんすくすく支援

基本施策 7 健康づくり

現状と課題

- 平成31年3月に策定した第2次甲州市健康増進計画・第3次甲州市食育推進計画により市民の健康づくりの推進に取り組んでいます。
- 高齢化の進行により健康寿命の延伸と健康格差の縮小などが求められています。疾病の発症予防と重症化予防に向けて、市民の健康意識の高揚と主体的な健康づくりを促進することが必要となっています。
- 市民が主体的に健康づくりに取り組み、地域に根ざした活動を進めるために相互扶助関係やネットワーク化（ソーシャルキャピタル）に努めることが求められています。
- 第2次甲州市健康増進計画・第3次甲州市食育推進計画に基づく食育の推進、「塩山式手ばかり」を使った食改善活動、食育出前講座など、「食」からの健康づくりに積極的に取り組むことが必要となっています。
- 社会の複雑化や新型コロナウイルスなどの影響による孤立化が課題となる中で、問題を抱える人、一人ひとりへのきめ細かな対応が求められています。
- 食生活や生活様式の変化などに伴い、糖尿病などの生活習慣病が増加し、医療費は年々増大しています。
- 糖尿病などをはじめとする生活習慣病予防に向けた健康診断・保健指導の実施や、指針に基づくがん検診の実施、歯周疾患検診など各種健康診断・保健指導体制、各種保健事業の充実による成果が求められています。

施策のめざす方向

- 市民一人ひとりの健康寿命の延伸を図るため、市民の自主的な健康づくり活動を促進するとともに、人生の各期に応じたきめ細やかな保健サービスの提供に努めます。
- 健康診断など、保健指導を通じて、市民の健康の保持増進を図ります。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 人のつながりを大切にしながら、主体的に健康づくりの取り組みを行っていきます。
- 生活習慣病予防の健康診断・保健指導を受け、疾病予防に努めます。

目標指標

指標名	実績値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
健康づくり事業への参加する市民の数	612人	500人
ゲートキーパー ^(注) 養成講習の延べ受講者数	541人	600人
食育出前講座の実施数	5回	15回
食育出前講座の延べ参加者数	288人	1000人
運動習慣がある(1回30分以上の運動を週2回以上、1年以上継続している)成人の割合	20.2%	41%
栄養バランスのよい食事をしている(主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上、ほぼ毎日食べている)成人の割合	43.4%	58%
定期予防接種の接種率	90.5%	90%

主要施策の展開

主要施策 1	健康づくり対策の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2次甲州市健康増進計画・第3次甲州市食育推進計画に基づき、運動の推進、食生活の改善、生活習慣病予防などの健康づくり施策を総合的・計画的に進めます。 ● 健康づくり推進協議会や保健環境委員会、食生活改善推進委員会などの関係団体と連携するとともに健康づくりに関連する地区組織への支援を実施し、健康づくりを推進します。 ● 精神保健福祉についての正しい知識の普及に努めるとともに、心の健康づくりを推進します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康増進計画・食育推進計画の推進 ● 健康づくりを推進する各組織との連携 ● 地区組織活動の支援 ● 精神保健の推進

主要施策 2	食育の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2次甲州市健康増進計画・第3次甲州市食育推進計画に基づき、「食育」の普及啓発とともに、実践活動を強化します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康増進計画・食育推進計画の推進 ● 食育に関連する機関との連携 ● 食育の啓発・情報発信

(注) ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のこと。

主要施策 3	疾病予防対策の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活習慣病予防に向けた健診・保健指導の実施をはじめ、がん検診、歯周疾患検診など各種健診の充実と受診率の向上を図ります。 ● 地域の医師会、歯科医師会などとの連携により支援の充実を図ります。 ● 健康教育及び健康相談・家庭訪問などを通じ、生活習慣改善に向けた個別の支援の充実を図ります。 ● 予防接種法に基づく定期予防接種と、市単独の任意予防接種（子どもインフルエンザ）を安全に実施していくため、市民への周知と医療機関との連携を図ります。 ● 市民に対して、感染症の予防策に関する正しい知識の普及啓発に努めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種健診事業の充実 ● 健康づくり推進事業の充実 ● 生活習慣病予防対策の推進 ● 感染症対策の充実

基本施策 8 医療

現状と課題

- 令和7（2025）年には、「団塊の世代」がすべて75歳以上となることから、医療と介護の連携の必要性が強く求められています。
- 人口減少、高齢化率の上昇、高齢者の一人暮らし世帯の増加などを踏まえ、市民ニーズに即した地域医療体制の構築が求められます。
- 限られた医療・介護資源を有効に活用していく必要があることから、山梨県が策定した地域医療構想に基づいて、本市の地域医療体制の整備を図っていくことが求められます。

施策のめざす方向

- 地域医療構想を踏まえ、市民ニーズに即したサービスの提供が図れるよう体制を整備します。
- 市内の病院、クリニック、訪問看護との連携、近隣の自治体、病院などとの連携強化を目指します。

市民、団体、事業者などに期待すること

- かかりつけ医をもつようにします。

目標指標

指標名	実績値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
医師会などとの連携会議の回数	10回	5回

主要施策の展開

主要施策 1	市内医療機関の診療内容の充実と連携の促進
方向性	<ul style="list-style-type: none">峡東保健福祉事務所をはじめ、近隣市との連携・協力により地域医療体制の充実を図ります。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">医師会などとの連携促進医療情報の提供在宅医療連携体制の推進

主要施策 2	救急医療・災害時医療体制の充実
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 山梨県医療計画に基づき、救急医療の充実・災害時医療体制の整備を図るとともに、市民に必要な情報を提供するように努めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 休日夜間急患診療体制運営事業の提供 ● 小児救急医療事業の提供 ● 救急医療体制などの周知啓発事業

基本施策 9 地域福祉

現状と課題

- 本市では、甲州市社会福祉協議会に地域福祉啓蒙活動、福祉まつり、老人趣味のグループ活動などを委託しています。
- 地域のまちづくり推進事業として、地域福祉活動の推進に向け、広報・啓発活動や福祉教育の推進、高齢者や障害者などと地域住民との交流事業の展開などを実施しています。
- 高齢化が進行する中、福祉ボランティアなどとも協力をしながら、国が掲げる「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括支援体制の整備を進め、地域共生社会の構築に努めることが求められています。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大が地域のつながりに影響を与える中で、感染対策を講じながら地域の人々が気軽に集える場を確保することが必要です。

施策のめざす方向

- 地域福祉活動の推進に向け、広報啓蒙活動や福祉教育の推進、高齢者や障害者などと地域住民との交流事業の展開などを実施することにより、市民の福祉意識の高揚を図り、福祉のまちづくりを推進します。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 地域の支え合い活動に協力します。

目標指標

指標名	実績値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
いきいきサロンの設置数	27箇所	30箇所
福祉ボランティア団体数	21団体	24団体
社会福祉協議会ボランティア登録数	223人	240人

主要施策の展開

主要施策 1	地域福祉の計画的な推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 甲州市地域福祉計画に基づき、地域福祉を計画的に推進します。 ● 地域福祉は高齢者福祉や障害者福祉をはじめとする福祉や医療・保健と密接にかかわっているため、それぞれの個別計画とも整合性を図り、総合的な地域福祉の推進を目指します。 ● 地域福祉活動の推進に向け、広報・啓発活動や福祉教育の推進、高齢者や障害者などと地域住民との交流事業の展開などにより、市民の福祉に対する意識の高揚を図り、福祉のまちづくりを推進します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉計画の推進 ● 福祉のまちづくり

主要施策 2	関係団体などの支援
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 甲州市社会福祉協議会への支援により、安定した地域福祉活動を推進するとともに、よりきめ細かな福祉活動の推進を図ります。 ● 甲州市地域福祉計画に基づき、法人などの基盤強化への取り組みに努めます。 ● 新型コロナウイルスの影響によりボランティア活動が制限される中で、ボランティアコーディネーターを中心に相談支援を強化するとともに、これからボランティア活動を検討していきます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会の支援 ● ボランティアセンターなどの支援

基本施策 10 高齢者施策

現状と課題

- 団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）には、「超高齢化社会」となり、認知症や介護を必要とする人が増加して、今まで以上に介護サービスの需要の増加が想定されています。また、それに伴って医療、福祉など他の分野にも影響があると予想されます。
- 多くの高齢者が、地域で元気に暮らすことができ、介護を必要とする高齢者は、住み慣れた地域において、安心して暮らせるよう環境の整備を図ることが必要となっています。なかでも、今後認知症の方が増加すると考えられることを踏まえ、認知症の方が住み慣れた地域で安全に生活できるよう、地域全体で見守り支えるための体制をいっそう拡充する必要があります。
- 介護保険制度を健全に維持運営していくために、将来のニーズを的確に予測しながら、適切にサービスを供給する仕組みづくりが必要となっています。
- このほか、介護従事者の感染症対策の徹底や介護現場における暴力やハラスメント対策など、介護を取り巻く様々な課題への取組みも求められています。
- 増加する高齢者の介護予防や生活支援に対応するため、国では、介護予防・日常生活支援や地域包括ケアシステムの構築を推進しています。
- 地域包括ケアシステムの構築にあたっては、元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動、社会福祉法人などの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりが必要となっています。
- そのために、生活支援などサービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置することや協議体を設置・運営することなどを通じて、互助を基本とした生活支援サービスが創出されるような取り組みに努める必要があります。
- 地域の高齢者が要介護状態となることを予防し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、包括的な相談支援とあわせて、在宅医療と介護の連携体制の強化、認知症高齢者への支援体制のネットワークの構築などを一体的に推進していくことが求められます。

施策のめざす方向

- 高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきと安心して暮らすことができるよう介護サービスの充実を図るとともに、介護保険制度の円滑な運営を図ります。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりに協力します。

目標指標

指標名	実績値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
地域密着型サービス施設などの定員数	252人	313人
介護予防事業参加者数	191人	420人
認知症カフェ ^(注) 設置数	1箇所	2箇所
緊急通報システム設置数	81台	95台

主要施策の展開

主要施策 1	介護保険サービスの充実
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 介護が必要となっても、できる限り住み慣れた地域で在宅生活が続けられ、在宅での生活が困難となっても住み慣れた地域を離れることなく生活できる介護保険サービスの充実に努めます。 増加する高齢者の介護予防や生活支援に対応するため、介護予防・日常生活支援の充実に努めます。 今後策定していく計画は、本市の各種計画と整合性を図ります。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援サービスの推進 居宅サービスの推進 地域密着型サービスの推進 介護保険制度の円滑な運営 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

主要施策 2	地域包括ケアシステムの構築
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 包括的支援事業として、従前からの総合相談事業・権利擁護事業・包括的ケアマネジメント事業と併せて、医療介護連携、地域ケア会議推進、認知症支援を充実します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 総合相談体制の充実 在宅医療・介護連携の強化 地域ケア会議の推進 認知症施策の推進 地域支援体制整備の推進 成年後見制度の利用促進

(注) 認知症カフェ：認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉の専門家などが気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善を目指した活動などができる場所。

基本施策 11 障害者施策

現状と課題

- 近年、人口が減少にある中で、障害者数は微増の傾向にあり、本人や介護者の高齢化、中途障害者の増加傾向、障害の多様化など障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しています。
- 平成25年4月に障害者総合支援法が施行され、障害福祉サービスの対象に一部の難病患者が追加されるなど障害福祉サービスの対象が拡大しています。
- 本市では「障害のある人とともに歩み、安心して暮らせるまち、甲州」を基本理念に、様々な障害者施策を推進しています。
- 障害のある人が抱える様々な生活課題に対応するため、専門職員を配置した障害者地域生活支援センターにおいて、相談体制の充実を図っており、相談件数は年々増加しているのが現状となっています。
- 障害のある人が個人としての尊厳にふさわしい生活を住み慣れた地域で営むことができるよう、本市の特性や利用者の状況に応じた支援を行うことが必要です。
- また、障害のある方の自立に向け、就労支援などを充実させることも必要です。
- 市民の意向、障害者の実態やニーズを収集・把握し、それらを自立支援協議会において協議・検討し、各種の施策に反映させるように努めています。

施策のめざす方向

- 障害のある人すべてが地域社会の一員として自立し、安心して暮らせるよう、必要なサービスの把握や適切なサービスの把握と提供など、各種施策を総合的、計画的に推進します。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 障害のある人とともに生きる地域づくりに協力します。

目標指標

指標名	実績値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
地域生活支援拠点の整備	3箇所	5箇所
3障害（身体障害、知的障害、精神障害）の障害者相談員の設置	6人	10人
地域生活支援事業の達成率	52.38%	80%
就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率	100%	80%

主要施策の展開

主要施策 1	相談支援体制の充実
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害の種別を問わず相談できる総合相談窓口を中心に、ケアマネジメントの確立を図り、障害者自身が相談員となるピアカウンセラーを配置します。 ● 障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、以下の体制を構築し、峡東圏域に地域生活支援の機能の面的な体制を整備します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らしやグループホームでの生活体験の機会の提供 ・緊急時の受入体制の確保 ・人材の確保、養成、連携などを通じた支援者の専門性の確保 ・サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置などによる地域の体制づくり
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域生活支援拠点の整備 ● 3障害（身体障害、知的障害、精神障害）の障害者相談員の設置

主要施策 2	障害者福祉サービスの充実
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 「福祉あんしん相談センター」のさらなる充実と関係機関との連携のもと、ニーズに対応した質の高いサービスが確保できるように努めます。 ● 家庭環境や生活環境の変化に対応し、障害者やその家族の意識の変化に対応する機会を設けるよう支援します。 ● 障害者が安心して自立した生活を送るために、障害児保育、特別支援教育などの充実に努めるとともに、地域生活支援事業を実施し、家族会や当事者団体などの育成・支援や、障害と障害者への理解を深め、ともに生きる地域づくりを推進します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害福祉サービスの充実 ● 障害児支援の充実 ● 地域生活支援の推進

主要施策 3	働く場所の確保
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者が可能な限り一般就労につけるよう、関係機関との連携のもと、事業者への啓発に努めるとともに、施設における生産活動への支援など福祉的就労機会の充実を図ります。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労定着支援事業の推進

基本施策 12 社会保障

現状と課題

- 国民健康保険は、加入者の高齢化や医療の高度化などに伴う医療費増加の影響により、厳しい財政状況が続いています。
- 財政基盤の強化のため、市町村においては積極的な保健事業の推進や、さらなる医療費抑制対策に努める必要があります。
- 国民健康保険の健全化に向け、生活習慣病の発症・重症化予防や後発医薬品の利用促進による医療費の適正化に努めるとともに、被保険者の健康づくりへの支援が求められています。
- 国民年金については、窓口で各種届出の受付や制度の説明・相談業務を行なうとともに、広報誌などを通じて制度の啓発に努めてきましたが、今後も日本年金機構と連携しながら、国民年金制度への理解を深め、保険料納付などの向上に努めることが必要となっています。
- 困窮世帯の抱える問題の複雑化に伴う対応として、他機関との連携による支援体制の強化が必要となっています。
- 被保護者の自立に向けて健康・生活面などに着目した支援を開始するとともに、今後は対象者にあわせた包括的、効果的な支援を行うことが必要となっています。
- 就労状況を向上させるため、ボランティア活動を活かし、継続無償ボランティアから有償ボランティア、そして支援付就労から一般就労へとステップアップ支援が必要となっています。
- 鈴宮寮については、自主事業プランの検討や嘱託医の往診回数の増加、入所者の就労支援の検討などが必要となっています。

施策のめざす方向

- 国民健康保険加入者が適正な負担で安心して医療を受けられるようにするとともに、特定健診・特定保健指導の強化により、生活習慣病の早期発見・予防が徹底され、医療費の抑制に努めます。
- 国民年金に関する相談体制の充実や啓発などにより、市民への制度の理解を推進します。
- 生活に困窮しているかどうか経済状態に着目し、最低生活保障とともに、自立の助長を目的に支援に努めます。
- 鈴宮寮については、サービスの向上を図り、地域に根ざした施設として、やすらぎと潤いのある施設運営に努めます。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 健康の保持、また、適正な医療受診に努めます。
- 疾病の早期発見に努め、重症化を予防します。
- 年金制度の理解を深め、受給権の確保に努めます。

目標指標

指標名	実績値 (令和 3 (2021)年度)	目標値 (令和 9 (2027)年度)
国保税収納率	97.61%	98.6%
特定健康診査の実施率	56.9%	60%
特定保健指導の実施率	50.4%	60%

主要施策の展開

主要施策 1	国民健康保険の充実
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険財政の安定化を図ることを目的とし、財政運営責任を県が担うこととなるため、大きな施策転換が行われます。 これにより運営に係る役割分担が県と市との間で図られ、国保事業の健全化を目指すこととなります。継続して「賦課の適正化」に努めます。 国民健康保険運営の健全化に向け、被保険者資格の適用管理、レセプト点検の強化などに努めています。 特定健康診査及び特定保健指導について、より一層受診しやすい環境を整備します。 データヘルス計画により被保険者の健康づくりを支援するための保健事業を推進します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険の健全な運営 特定健康診査・特定保健指導の充実

主要施策 2	国民年金制度の啓発
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 広報・啓発活動の推進や年金相談体制の充実を図り、制度についての正しい理解を広めています。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金制度の周知・啓発

主要施策 3	生活困窮者の支援
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 生活に困窮しているかどうか経済状態に着目し、最低生活保障とともに、自立の助長を目的に支援に努めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 被保護者の就労支援 医療扶助の適正化推進

快適で安心して暮らせるまちづくり

基本施策	主要施策
13 土地利用	1 地域特性と調和に配慮した土地利用
	2 土地情報の有効利用と活用
	3 市街地整備の推進
14 景観形成	1 良好な景観形成の促進
	2 景観意識の高揚
	3 自然景観の保全
	4 市街地の都市景観の創出
15 道路・交通網	1 道路整備の促進
	2 公共交通機関の利便性向上
16 住宅・宅地	1 公営住宅の整備
	2 定住対策の促進
17 電子自治体の推進	1 電子自治体の構築
	2 情報セキュリティ対策の推進
18 治山・治水	1 土砂災害防止施設の整備
	2 河川水路の整備
19 消防・防災	1 総合的な防災体制の充実
	2 消防体制の充実
20 交通安全・防犯	1 交通安全意識の高揚
	2 交通安全施設の整備
	3 地域安全活動の促進
	4 防犯体制の充実
21 消費者対策	1 消費者保護対策の充実

基本施策 13 土地利用

現状と課題

- 国土利用計画や都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画との整合性を図り、将来の人口・就業形態などを総合的に検証し、計画の見直しを図るとともに、効率的な土地利用に努めることが求められます。
- 高齢化や人口減少が進む中で、空き家や遊休農用地、耕作放棄地が増加しており、対応が必要となっています。
- 旧勝沼町及び旧大和村については、地籍調査がすべて完了しており、塩山地区においては、山間部が未調査地区となっています。これは、山間部を調査するにあたり、相続などが行われず森林所有者の特定が困難であり、境界の不明瞭な地区が存在することなどが考えられるため、対応を検討する必要があります。
- 近年、自然災害による土地被害が多数発生していますが、地籍調査が復旧に際し役立つことから、山間部においても継続し調査を実施していくことも必要となっています。
- 良好的な住宅地や公園・緑地、道路などの整備による居住環境の向上、街中再生の取り組みなど都市的魅力を生み出す拠点の形成、商工業の産業立地の適正な誘導などが求められています。
- 市内にある13都市公園については、供用開始後最大25年以上経過している公園もあり、全般的に施設が老朽化しているため、都市公園の長寿命化計画、バリアフリーなどを含めて、根本的なリニューアルが必要となっています。

施策のめざす方向

- 本市が誇れる豊かな自然、歴史、文化財と基幹産業である果樹農業、郊外のショッピングセンター、駅周辺の再開発などを総合的に勘案し、民間活力などの活用も含め計画的な土地利用を推進します。
- 土地利用の高度化、自然災害による土地の被災などに備え、地籍を明確にすることにより、土地の境界及び所有者の権利を確保します。
- 公共事業などを実施する際の基礎資料として地籍調査を利活用します。
- 市民や行政が一体となり、都市機能の計画的な整備（公園、緑地を含む）を推進し、快適な都市環境づくりや魅力ある市街地の形成を目指します。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 地籍調査実施地区内の土地を保有する地権者は、境界の立会い、聞き取りなどの調査に協力します。
- 実施地区内の区長、区長代理、農業委員及び集落代表者から組織する地籍調査推進協議会は、実施地区内の調査の円滑化に協力します。

目標指標

指標名	実績値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
地籍調査の面積割合	79%	81%
都市計画道路整備延長	10,292m	13,920m

主要施策の展開

主要施策 1	地域特性と調和に配慮した土地利用
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 基幹産業である果樹農業や人口推計、就業形態など、今後の本市のあり方について総合的に検討する協議会を設置し、本市の将来を見据え、歩むべき道標を示します。 塩山地区1,000m²以上、勝沼地区500m²以上、大和地区2,000m²以上の開発行為については、土地利用計画に基づき、地域の特性に合った計画が行われるよう、適切な指導を継続して推進していきます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 日本農業遺産の推進
主要施策 2	土地情報の有効利用と活用
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 地籍調査を推進し、地籍の明確化を図ることで、公共事業などに利活用されるとともに、固定資産税の課税の公平化、適正化に努めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 統合型GISの運用 地籍調査の実施
主要施策 3	市街地整備の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路の見直しについては県との協議を進めつつ、事業の実現性、必要性を検証し、路線延長の短縮を図るなどして、早期の整備に努めます。 用途地域の見直しや適正な開発行為の規制と誘導に努め、魅力ある市街地の形成を推進します。 日々の維持管理を徹底するとともに、各公園が老朽化しているため、根本的なリニューアルを実施し、使用者のニーズにあった公園整備に努めます。 引き続き、市民と連携して、市街地の緑化空間の確保を図ります。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 開発行為の指導 “やっぱりにっこり”甲州市まちづくり創生の推進 都市構造形成の推進 都市施設の充実

基本施策 14 景観形成

現状と課題

- 本市が有する豊かな自然と美しい果樹園景観を次代に引き継いでいくためには、本市にしかない独自の景観要素を認識し、広く市民が共有すべきまちの資産として、これからも育んでいくことが重要となっています。
- 優れた自然景観や農村景観、歴史的景観の保存と形成に努めるとともに、都市基盤整備、街中再生に向けた取り組みなどの都市景観形成にも努め、市民や事業者、行政が一体となった取り組みを進めていくことが必要となっています。
- 景観形成基準の十分な理解や、景観に対する調和のとり方などを十分意識できるように努めることが求められます。

施策のめざす方向

- 自然景観や農村景観、歴史的景観の保存や形成、都市景観の創出についての市民や事業者の意識の高揚を図りつつ、地域と一体となった景観形成を推進します。
- ハード整備においても、景観形成の進め方について、市民に提示していきます。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 本市らしい景観の発見と形成に協力します。

目標指標

指標名	実績値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
景観法に基づく届出数	147件	170件
景観形成重点地区の設定	0箇所	3箇所
自然色ネットなどの資材購入補助金活用数	10件	20件
屋外広告物の指導数	0件	50件

主要施策の展開

主要施策 1	良好な景観形成の促進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 色彩基準と色彩誘導基準に基づいた指導により、本市らしい色彩景観を目指します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観形成指導の徹底 ● 景観重点地区の設定
主要施策 2	景観意識の高揚
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民、事業者、行政が一体となり景観まちづくりを推進します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観アドバイザーの充実 ● 景観サポーターの充実 ● 景観シンポジウム・セミナーの開催 ● 景観優良事例の表彰 ● 自然色ネットなど資材購入補助金
主要施策 3	自然景観の保全
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 塩山地域のシンボルである塩の山について、「塩の山赤松を守る会」を中心に、赤松の植樹や整備に努めます。 ● 景観計画の自然公園ゾーンについては、自然公園法に準拠し、自然環境の保全を促進します。 ● 農業施策の積極的展開により、耕作放棄地などの減少を図り、果樹園景観保全を促進し、地域資源としての景観や環境の維持を図ります。 ● 文化的景観については、「勝沼のブドウ畑及びワイナリー群」の重要な文化的景観選定に向けて取り組みます。 ● 伝統的建造物群保存地区の地区計画や歴史的風致維持向上計画の整備計画に基づき、歴史的風致の維持に努めます。 ● 「甲州市景観計画」に基づき、地域の景観上の象徴的な建造物や樹木のうち、良好な景観形成にとって重要なものを「景観重要建造物」「景観重要樹木」として指定し、景観資源の保全に努めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然景観の保全 ● 森林の保全 ● 果樹景観の保全 ● 文化的景観の調査と選定 ● 歴史的風致の維持及び向上のための事業実施

主要施策 4	市街地の都市景観の創出
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画と連携し、必要な箇所の景観形成への配慮を行なえるような体制を確立し、必要な整備を推進します。 ● 屋外広告物届出の移譲事務を進め、本市独自の屋外広告物条例の制定に取り組みます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋外広告物の規制・誘導 ● 景観まちづくりに基づく景観誘導

基本施策 15 道路・交通網

現状と課題

- 国や県はもとより、本市においても財源不足を要因とする整備速度の低下により維持管理が不十分な状況となっています。今後、よりコスト縮減に努めながら計画的で効率的な整備が必要になっており、連携や体制の構築が必要となっています。
- 市民が安全に利用できる道路の整備を進めていくことが求められています。
- 主要幹線道路においても、道路脇や歩道、植栽に雑草が生えており、良好な景観にそぐわない状況が散見されるため、対応が必要となっています。
- 居住地域から市街地エリアまでの公共交通の利便性の向上、1次交通・2次交通の充実と結節点の整備が課題となっています。
- 高齢化が進展し、公共交通を利用する交通弱者の増加が予想されます。

施策のめざす方向

- 車両や通行者の利便性はもとより、安全で安心である道路、また、地域景観に配慮した道路網整備を進めるとともに、災害時対策の向上に必要なアクセス道路の早期実現に努めます。
- サイン計画に基づき、来訪者にわかりやすい標識などの施設や、街路樹の維持管理など、観光交流都市にふさわしい環境・景観に配慮した道づくりを推進します。
- 地域特性に応じて市街地エリアまでの移動及び市街地エリア内の移動の利便性向上、まちづくりと連携した公共交通を構築します。
- 地域住民や自治会、社会福祉協議会、教育委員会などの多様な主体と連携し、持続可能な地域全体の公共交通ネットワークを構築します。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 道路の環境整備に協力します。

目標指標

指標名	実績値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
橋梁の補強・長寿命化箇所数	2橋	9橋
道路の安全対策対応箇所数	18箇所	36箇所
アダプト・プログラム ^(注) 参加団体数 (河川を含めた協定数)	4団体	6団体

(注) アダプト・プログラム：市民と行政が協働で進める清掃活動をベースとしたまち美化プログラムのこと。

主要施策の展開

主要施策 1	道路整備の促進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 国、県と連携し、特に国道20号及び国道411号の整備の促進を図ります。 ● 橋りょう点検の確実な実施や今後の道路整備計画を策定します。 ● 橋りょうの補強・長寿命化については、計画を見直し、重要度を検証しながら修繕を行っていきます。 ● 歩道の確保の推進やグリーンベルトの完了、狭あい道路の解消に努めます。 ● 景観に配慮した道路構造物の設置に努めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 国県道の整備の促進 ● 道路の整備 ● 道路の長寿命化

主要施策 2	公共交通機関の利便性向上
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通機関について、市民ニーズに的確に対応できるように、「甲州市地域公共交通網形成計画」を踏まえ、利便性向上に努めます。 ● 運転免許自主返納をした方を対象に、路線バスなどの回数券の交付により支援を行い、高齢者の事故防止及び公共交通の利用促進に努めます。 ● 鉄道などをを利用して来訪する観光客の市内の移動手段を確保するため、観光2次交通の強化を図ります。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民バス、代替バスの運行 ● デマンドバスの運行

基本施策 16 住宅・宅地

現状と課題

- 公営住宅の老朽化が進んでいることから、入居者の居住性、安全性の確保や入居者の高齢化に対応した設備の改修が必要となっています。
- 特定公共賃貸住宅・定住促進住宅は、人口減少や賃貸住宅の増加などにより空室が増加傾向であるため、入居者の増加対策をとる必要があります。
- 人口対策の一環として、時代に即した居住環境に改修し、ファミリー世帯が円滑に入居できるように整備し、定住促進を推進することが求められます。
- 交流居住を推進するため、空き家バンク情報などを推進することが必要となっています。

施策のめざす方向

- 低額所得世帯や高齢者、障害者に対して、安心して暮らすことのできる住宅セーフティネットを構築します。
- 多様な世代の世帯が集まって住むことにより、様々な交流が生まれ、防犯や災害時の助け合いにつながるように努めるとともに、活力のあるコミュニティの形成を目指します。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 空き家バンク情報に協力します。

目標指標

指標名	実績値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
公営住宅等長寿命化「外壁改修」棟数(累計)	6棟	11棟
定住促進住宅入居率	46.2%	75%
特定公共賃貸住宅の入居率	31.2%	75%

主要施策の展開

主要施策 1	公営住宅の整備
方向性	<ul style="list-style-type: none">● 甲州市公営住宅等長寿命化計画に基づき、整備を推進します。● 社会情勢などを踏まえ、良好な居住環境を維持しながら、定住化を促進し、地域のまちづくりに貢献する公営住宅の供給に努めます。● 特定公共賃貸住宅と定住促進住宅の入居率の増加に努めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">● 公営住宅の長寿命化● 公営住宅家賃の適正化
主要施策 2	定住対策の促進
方向性	<ul style="list-style-type: none">● 交流居住を推進するため、空き家バンク情報などを推進します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">● 空き家の利活用

基本施策 17 電子自治体の推進

現状と課題

- 情報化については、世界的に進められているDX（デジタルトランスフォーメーション）^(注1)といった先進的な事例や情報の収集を行いながら、本市に適した取り組みを行うことが必要となっています。
- また、国はデジタルの力を活用した地方の社会課題解決を掲げていますが、その内容は総合計画の全ての基本目標に関わることから、各分野においてデジタルの活用に向けた検討が必要とされています。
- 各種手続きについては、「やまなしくらしねっと」などから行うことができますが、インターネット上での更なる拡大を図っていくことが求められます。
- マイナンバー制度については、マイナンバーカードの新規取得数が今後伸び悩むことも予想されるため、カード取得のメリットや利活用について周知する必要があります。また、今後行われる各種情報連携やマイナポータル^(注2)を活用して、市民サービスの向上と事務の軽減を図っていくことが求められています。

施策のめざす方向

- ネット社会の急激な広がりに対して、市民へのサービスの展開を、万全なセキュリティを保ちながら構築していくとともに、市民サービスの向上を推進します。
- デジタルを活用した地域課題の解決について、各分野において検討を進めます。

市民、団体、事業者などに期待すること

- マイナンバー制度を活用します。

目標指標

指標名	実績値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
マイナンバーカード交付数	12,516枚	39,085枚
職員におけるセキュリティ研修の参加者割合	—	80%
電子手続き件数	41件	50件

(注1) DX（デジタルトランスフォーメーション）：デジタル技術を活用して、事業やサービスを改善・改革し、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

(注2) マイナポータル：国が運営するオンラインサービスで、主にマイナンバーに関連した個人情報を本人が確認できるポータルサイトのこと。

主要施策の展開

主要施策 1	デジタルの力を活用した地域課題の検討
方向性	<ul style="list-style-type: none">● 地域課題解決に向けた庁内各分野での取り組みにおいて、デジタルの力の活用についてそれぞれ検討します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">● デジタルの力の活用推進
主要施策 2	電子自治体の構築
方向性	<ul style="list-style-type: none">● 共同化運営の「やまなしくらしねっと」の更新をするとともに、一層の充実に努めます。● マイナンバー制度を推進し、市民サービスの向上と事務負担の軽減を図ります。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">● 電子申請・届出サービスの推進
主要施策 3	情報セキュリティ対策の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none">● 国の自治体ネットワークの強靭化にともない、より一層のセキュリティ強化を推進します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">● 情報システムの適正な運用・管理

基本施策 18 治山・治水

現状と課題

- 水路については、地元管理で維持していますが、住民の高齢化や営農体系の変化などにより、維持管理ができていない箇所が増加しています。
- 地球温暖化といった環境問題を背景とする台風や局地的な集中豪雨が発生しており、想定以上の水量による傷みや構造上の不備など、要整備箇所は増加する一方となっています。
- 山林の荒廃による保水能力の低下などにより、豪雨災害時の危険箇所が増加していることから、森林地域の整備を積極的に推進することが必要となっています。

施策のめざす方向

- 雨水排水などについては、宅地や道路への浸水を防止するために継続的な整備に努めます。
- 県関係機関と連携し、山地に起因する災害の防止のため、治山の取り組みを推進します。
- すべての市民を自然災害から守るための取り組みを推進します。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 非常持ち出し品の用意や、みんなで助け合って避難する自助・共助の意識をもつよう心がけます。

目標指標

指標名	実績値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
自主防災リーダー研修参加者数	13人	200人
河川、水路の整備箇所 (年間の改修実績)	19箇所	25箇所

主要施策の展開

主要施策 1	土砂災害防止施設の整備
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 県関係機関と連携し、山地に起因する災害の防止に努めるとともに、農地の保全のため、農地防災事業を推進します。 ● 早急に事業が実施できるよう国、県に働きかけます。 ● 土砂災害は被害が大きくなるため、災害が発生する前に避難することが必要となるため、災害の発生に備える意識の高揚を図ります。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害防止対策 ● 治山事業の推進
主要施策 2	河川水路の整備
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 県との連携を強化しながら整備要望を継続していきます。 ● 地区からの要望に対して緊急性の高い箇所の整備を優先的に実施するとともに、地区間の公平性を図りながら対応していきます。 ● 農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動を推進して、身近な用排水路の維持管理体制の確立を図ります。 ● 用排水路については、原材料支給などにより地元との共働による維持管理を推奨するとともに、地元の管理意識の向上を図り、より良い状態の維持の推進に努めます。 ● 住宅地としての利用を想定している区域については、利用頻度が低い水路の維持も必要となるため、開発なども含め、公図上の水路確保に努めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 護岸整備の促進 ● 小河川水路の整備

基本施策 19 消防・防災

現状と課題

- 平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本、大分地震など、活断層を震源とする直下型地震への対策が迫られており、本市も南海トラフ地震発生の際には、著しい被害が生じる恐れがある防災対策推進地域に指定されるとともに、曾根丘陵断層地震の被害も大きくなることが予想されています。
- 本市における地震などの大規模自然災害への消防・防災体制については、東山梨行政事務組合による常備消防と、消防団による非常備消防が構成されていますが、今後想定される災害の規模に応じた一層の体制強化が必要となっています。
- 地域防災の中核は消防団が担うものであることから、装備の改善、団員の確保を図り、地域の防災力を強化していくことが必要となっています。
- 近年、全国で発生している異常気象による豪雨などへの対応の必要性も増大しており、配備体制の見直しなどが求められています。
- 水防体制は、消防団組織と同一であり、水防倉庫においても老朽化の進行や、設置場所が現在の初期行動に合致しない部分もあるため、計画的な整備が必要となっています。
- 最悪の事態を想定した、あらゆる災害に強いまちづくりに向け、国土強靭化地域計画や地域防災計画に基づいた総合的な防災体制の確立に努めるとともに、市民の防災意識の向上や自主防災組織・防災士の育成、緊急時の情報通信体制の充実などを進めていくことが必要となっています。
- また、災害時要援護者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦など）を支援する仕組みも必要となっています。

施策のめざす方向

- 災害に強い安全・安心なまちづくりを進めるために、消防団の活性化や常備消防・救急体制の充実による地域防災力の一層の強化を図るとともに、自主防災組織の充実・強化など地域防災計画に基づく防災体制の充実に努めます。
- 国土強靭化地域計画に基づき、あってはならない最悪の事態に備えた体制を整えます。
- 災害発生に備え、常時対応できるように体制と物品の確保、管理に努めます。
- 各種計画に基づいた防災体制については必要な見直しを随時行い、その内容を市民や関係機関と共有します。
- 災害時要援護者を支援する体制を地域や関係団体と連携し整えていきます。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 避難所の確認や地域などで行う防災訓練に参加します。
- 災害発生時に、各防災機関が行う防災活動に連携・協力します。
- 地域の自主防災組織の活動や防災資機材の整備に努めます。
- 防災体制の確保や事業所の耐震化、防災訓練の実施に努めます。
- 災害時には、ライフラインの確保に全面的に協力します。

目標指標

指標名	実績値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
自主防災リーダー研修参加者数	13人	200人
非常用備蓄食糧	21,650食	28,000食
AEDの設置数	67箇所	70箇所
消防団員数	861人	800人
女性消防隊隊員数	11人	15人
防災士資格取得者数	70人	90人

主要施策の展開

主要施策 1	総合的な防災体制の充実
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防団の活性化や常備消防・救急体制の充実、自主防災組織の強化など、地域防災計画に基づき、市民と行政が一体となった総合的な防災体制の構築に努めます。 ● 水防倉庫の物品の必要性の再確認と利用できる体制づくりを推進するとともに、老朽化した倉庫の整備などに努めます。 ● 防災施設の整備充実をはじめ、防災関連物資の備蓄、避難所となる公共施設の耐震化、情報通信体制の充実を図ります。 ● 東日本大震災以降、地域住民の絆や自主防災組織の活動が活性化していることから、地域防災力の向上を目指す研修会や災害発生時の援助、避難所運営の助言ができる防災士の育成に努めます。 ● 災害時要支援者を支援する体制づくりに努めます。 ● 市民の生命や身体、財産を保護する責務に対応するため、国民保護計画に基づき平素からの備えや予防対策を計画的に推進します。 ● 各種防災情報について市民や関係機関と共有します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域防災力の向上 ● 防災士の養成 ● 地域防災計画の見直し・改訂 ● 災害時非常用食糧、資機材の備蓄 ● 国民保護計画の見直し・改訂 ● 災害時要支援者名簿の見直し
主要施策 2	消防体制の充実
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 常備消防・救急体制のさらなる広域化を推進します。 ● 消防団の充実・強化に向けて、団員の資質向上や女性など多様な団員の確保を進めるほか、耐震性貯水槽や消防ポンプ車など、消防施設・設備・資機材などの計画的な整備を図ります。 ● 市民の生命、財産などを守るため、防火水槽、消火栓など防火施設の整備を推進します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防協力員制度の充実 ● 消防設備の充実 ● 消防団施設の整備 ● 消防団員の確保

基本施策 20 交通安全・防犯

現状と課題

- 交通弱者である幼児、児童や高齢者の事故を防ぐために、交通安全教室や自転車教室、イベントなどの啓発活動を行い、交通安全に対する意識の向上が重要です。
- 交通安全施設の充実を図るため、カーブミラーの設置・修繕が必要となっています。
- 一般市道は幅が4m以下の市道が多く、歩道部の確保は困難な状況であり、旧住宅街も含めて、今後の住環境を整備していくうえで、最低限の幅員を確保していくことは重要となっています。
- 全国的に凶悪犯罪や若年層の犯罪が多発する中、犯罪から市民を守るために、安全の確保を強化することは重要となっています。
- 防犯灯のLED化補助を継続的に実施し、地域の安全・安心を確保するとともに、警察などの関係機関や地域と連携し、防犯意識の啓発や各種防犯活動の促進に努めることが求められています。

施策のめざす方向

- 交通事故のない安全・安心なまちづくりを目指し、市民の交通安全意識の高揚、交通安全施設の整備を推進します。
- 歩行者の安全確保のために、最低限の幅員を確保するように努めます。
- 犯罪のない安全・安心なまちづくりを目指し、防犯設備の設置の検討や市民の防犯意識の高揚、自主的な防犯活動の促進に努めます。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 自分や家族の安全は自分で守るという意識をもって日常生活を送ります。
- 地域の連帯意識を高め、犯罪を抑制する機能を高めます。
- 犯罪の発生を抑止する体制整備に協力します。

目標指標

指標名	実績値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
カーブミラー等交通安全施設の設置	6箇所	5箇所以内
防犯灯のLED化個所数（累計）	2,128基	3,000基

主要施策の展開

主要施策 1	交通安全意識の高揚
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 幼児・児童や高齢者などの交通弱者の事故防止のために、啓発活動を推進します。 自転車の事故防止のために交通ルールの順守やヘルメット着用などの、啓発活動を強化します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全対策の周知

主要施策 2	交通安全施設の整備
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な歩道の整備や路面標示の安全対策改修などを計画的に推進します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全施設の整備

主要施策 3	地域安全活動の促進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 交通災害共済については、広報誌やチラシの配布などにより加入促進を図ります。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 交通災害共済の周知と受付

主要施策 4	地域安全活動の促進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 安全・安心なまちづくりのために、防犯活動を強化します。 防犯灯のLED化を引き続き推進します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 防犯設備などの整備

基本施策 21 消費者対策

現状と課題

- 高齢者を対象とした特殊詐欺被害やインターネット上でのフィッシング詐欺といった詐欺被害は増加傾向にあり、社会的に大きな問題となっています。
- また、インターネットやスマートフォンが若年層に普及する中、成人年齢が18歳に引き下げられたことを受け、子どものうちから消費者教育を行うことが求められています。

施策のめざす方向

- 専門性の高い相談内容へ迅速に対応するため、国家資格などを取得した消費生活相談員を1名、週2日設置して体制の充実を図ります。
- 消費生活協力員や警察署と連携して啓発活動を強化し、消費者被害やトラブルの防止に努めます。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 正しい消費知識を習得し、トラブルに巻き込まれないようにします。
- 地域や消費者団体間で、情報の共有化を図ります。
- 消費生活情報の提供や消費者教育、啓発事業を実施します。
- 適正な表示や取引方法に努めます。

目標指標

指標名	実績値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
消費生活講座への参加者数	53人	200人
消費生活相談者数	30人	50人

主要施策の展開

主要施策 1	消費者保護対策の充実
方向性	<ul style="list-style-type: none">● 巧妙化する特殊詐欺被害を防止するために、高齢者を対象とした消費者教育を関係機関と連携して充実します。● 国家資格などを取得した消費生活相談員を週2回雇用し、専門性の高い相談内容にも迅速に対応ができるように努めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">● 消費生活相談の実施● 消費生活地域講座の実施

自然と共生する環境保全のまちづくり

基本施策	主要施策
22 環境保全	1 地球環境保全の推進 2 再生可能エネルギー導入の推進 3 公害防止対策の推進 4 自然環境保全・環境美化運動の推進
23 環境衛生	1 ごみ収集・処理体制の充実 2 ごみ減量化・3R運動の促進 3 し尿収集・処理体制の充実 4 斎場の充実
24 水道	1 水道施設の整備 2 水道事業の健全運営
25 下水・排水処理対策	1 下水道施設の整備 2 啓発活動の推進

基本施策 22 環境保全

現状と課題

- 地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題、水質汚濁などの身近な環境問題の背景に、自治体においても持続可能な循環型社会の形成に向けた総合的な環境施策の展開が必要となっています。
- 本市は、豊かな自然環境の保全に努めてきたほか、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく府内における温室効果ガスの削減、環境美化運動の促進、公害防止対策の推進に努めています。
- さらには、広報・啓発活動の推進や学校における環境教育の推進など、環境保全にかかわる各種施策の推進に努めてきました。
- このようなことから、市民の環境保全への関心も急速に高まってきており、市民が主体となった河川などの一斉清掃や環境美化運動に取り組むなど、自主的な環境保全活動が活発化しています。
- また、優れた自然環境の保全をはじめ、太陽光などの再生可能エネルギーの活用の推進、省エネルギーの推進など地球温暖化防止対策の推進に向け、市民・事業所や地域が一体となって環境保全に取り組むことが求められています。
- さらに、快適な住みやすい環境の保全に向けた公害対策についても推進をしていくことが必要となっています。

施策のめざす方向

- 市民との協働のもとにあらゆる環境問題への対応を進め、豊かな自然環境の保全とともに総合的な生活環境の保全に努めます。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 省エネルギーなど環境に配慮した生活を行うとともに、身近な自然の保護活動に参加します。
- 近隣の迷惑となるような騒音、悪臭などを出さないようにします。
- 不法投棄の監視に協力します。
- 地域の良好な生活環境を維持するため、環境美化や環境保全活動に参加します。
- 環境に配慮した製品の開発や環境保全活動に主体的に取り組むとともに、公害関係法令を遵守した事業活動に努めます。
- 地球温暖化防止のため、再生可能エネルギー・省エネルギー設備導入の推進に努めます。

目標指標

指標名	実績値 (令和 3 (2021)年度)	目標値 (令和 9 (2027)年度)
不法投棄物回収量（減少）	9.88t	8t

主要施策の展開

主要施策 1	地球環境保全の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境保全、脱炭素に関する啓発活動を推進します。 ● 再生可能エネルギー・省エネルギー設備などの導入を推進し、CO2削減に努めます。 ● 資源の有効利用のため廃食用油を回収します。 ● 啓発看板の設置・各地区的パトロールを行い、不法投棄などの防止に努めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境基本計画の推進 ● 地球温暖化対策の推進 ● 住宅用蓄電池、自然冷媒ヒートポンプ給湯機、宅配ボックスなどの補助 ● 電気自動車用急速充電器設置、LED照明の導入の推進 ● 廃食用油の回収 ● 不法投棄などの防止

主要施策 2	新エネルギー導入の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境省や山梨県と連携するとともに、地域住民のコンセンサスも得る中で再生可能エネルギー導入に努めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 太陽光発電・地中熱利用システムなどの設置費補助

主要施策 3	公害防止対策の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川の水質保全、騒音や振動、悪臭などの苦情については、各機関との連携を強化し改善に努めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 公害防止対策の推進

主要施策 4	自然環境保全・環境美化運動の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後多くの市民の協力を得て、環境美化の推進に努めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川の水質検査、河川清掃の推進 ● 地域における環境美化運動の推進

基本施策 23 環境衛生

現状と課題

- 環境問題の多くは日常生活や事業活動によるところが大きく、将来の世代に良好な環境を継承するためには、社会全体として循環型社会を構築していくことが求められています。
- 甲府市・笛吹市・山梨市・本市で設立したごみ処理施設「甲府・峡東クリーンセンター」は、平成29年4月より稼働し、本市の可燃ごみ及び資源ごみが処理されています。広域化処理を行うことにより、環境負荷の低減や運営コストの削減など、ごみの安定した処理を実施しています。
- 甲府・峡東クリーンセンターでの処理にあたり、4市でごみ減量化に向けて、市民の理解と協力のもと、ごみの分別やリサイクルの推進などに積極的に取り組んでいますが、特に可燃ごみについては、その大半を占める生ごみへの対策が重要となっています。
- 本市のし尿処理は、市営のし尿処理場で塩山地域と勝沼地域の一部を処理し、残りは青木ヶ原衛生センターに運び、処理を委託しています。大和地域では、大和浄化センターで処理しています。今後は、老朽化する施設の整備を図っていくことが必要となっています。
- 斎場については、山梨市と構成する東山梨行政事務組合で東山聖苑を運営しています。

施策のめざす方向

- 循環型社会の形成を目指し、ごみ処理体制の充実を図りながら、3R運動を促進し、ごみの減量化に向けたライフスタイルへの転換を進めるとともに、し尿処理体制の充実に努めます。
- 斎場の利便性向上に努めます。

市民、団体、事業者などに期待すること

- ごみの分別や生ごみの水切りの徹底、3R運動の推進に努めます。
- リサイクルステーションの活用を推進します。
- 事業系一般廃棄物の減量に努めます。

目標指標

指標名	実績値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
可燃ごみの排出量（減少）	7,893t	7,500t
リサイクル率	16%	21%
資源物の回収量	1,586t	2,000t
し尿処理量（減少）	6,844kℓ	6,500kℓ

主要施策の展開

主要施策 1	ごみ収集・処理体制の充実
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 甲府・峠東クリーンセンターにおける広域での安定したごみ処理を行い、環境負荷の低減や運営コストの削減を図ります。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ごみ収集体制の充実 ごみ処理体制の充実

主要施策 2	ごみ減量化・3R運動の促進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量化を、市のホームページや広報で周知を図るとともに、区長や保健環境委員などに協力を依頼し、市民へ実践を呼びかけることに努めます。また、事業者についても一般廃棄物削減の協力依頼を徹底します。 各家庭での3R運動を充実させるとともに、リサイクルステーションの設置推進や利用推進を図ります。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ごみ減量化・再生利用の推進 生ごみ処理容器などの購入費補助

主要施策 3	し尿収集・処理体制の充実
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 甲州市環境センターし尿処理場の施設の長寿命化を図ります。 勝沼地区のし尿処理量については青木ヶ原衛生センターと協議しながら、し尿処理の収集・処理体制の充実に努めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> し尿処理体制の充実

主要施策 4	斎場の充実
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 本市及び山梨市による東山梨行政事務組合により、引き続き東山聖苑の利便性向上と適正管理に努めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 広域斎場運営の充実

基本施策 24 水道

現状と課題

- 人口減少や居住エリアの分散化（スプロール化）、水道施設の老朽化など、水道事業の課題は多く、厳しい財政状況ですが、インフラの安全安心の確保や水道の安定供給は重要となっています。
- このことから、老朽化施設の改善及び未普及地域の解消に努めつつ、適正な水道料金の検討を定期的に行い、健全経営を推進することが必要となっています。
- 健全経営の推進にあたっては、一層の費用削減と事務効率の向上、効果に見合った設備投資などを図ることが必要となっています。

施策のめざす方向

- 安全で安心な水の安定供給のため、施設の整備など給水体制の充実を図ります。
- 水道事業の健全経営に努めます。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 節水に協力します。
- 合理的な水道使用や普及により、持続可能な水道事業経営ができるように協力します。

目標指標

指標名	実績値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
配水管更新延長	3,0244m	37,000m
水道普及率	97%	98.9%

主要施策の展開

主要施策 1	水道施設の整備
方向性	<ul style="list-style-type: none">管路はもとより、配水池や浄水施設の長寿命化を図り、計画的に整備更新を推進します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">老朽化施設の更新施設管理システムの充実水道未普及地域の解消
主要施策 2	水道事業の健全運営
方向性	<ul style="list-style-type: none">人口減少・施設老朽化などを念頭に、財務・技術基盤の強化を通じた効率的な経営体制の確立を目指します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">水道事業の広域連携についての検討適正な水道料金への見直し

基本施策 25 下水・排水処理対策

現状と課題

- 本市では、公共下水道と浄化槽（合併処理）により汚水処理を実施しており、下水道普及率は令和3年度時点で57.8%となっています。
- 下水道計画区域以外の地域については、大和地域は平成14・15年と浄化槽（合併処理）事業を実施、塩山・勝沼地域については平成19年から市町村浄化槽設置整備（合併処理）事業を開始し、市全体の生活排水処理施設の充実を図っています。
- 生活排水処理では、整備や加入の促進に努めるとともに、コスト縮減をはじめ、整備区域や整備手法、優先順位、整備速度、適正な使用料などについて、全市的な視点で検討しながら、市民の理解と協力のもと、計画的に進めていくことが必要となっています。
- 今後は、設備の老朽化が進むため、施設の点検調査や維持管理台帳などの整備に努め、長寿命化計画を作成し、計画的に維持管理を実施することが必要となっています。
- 大規模災害に対応できる汚水処理ライフラインとして、下水道耐震化計画に基づき、災害に強い下水道整備を図ることが必要となっています。
- 高齢化社会や人口減少に対応できるように、下水道計画の見直しを実施し、健全な経営を目指すことが求められます。

施策のめざす方向

- 豊かな自然と水環境を後世に残すために、公共下水道と浄化槽（合併処理）による生活排水処理を推進することにより、公共水域の水質汚濁の防止し、生活・快適環境の向上だけではなく自然環境・水環境の改善・保全に努めます。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 生活排水処理について理解を深め、排水処理対策に協力します。
- 異物（油や有機リン合成洗剤、生ごみなど）を流さないように注意します。
- 公共水域の汚濁、汚染防止策となる施設の設置や管理の徹底を進めます。

目標指標

指標名	実績値 (令和 3 (2021)年度)	目標値 (令和 9 (2027)年度)
下水道普及率	57.8%	61%
水洗化率	83.8%	92%
下水道啓発活動回数	0回	5回

主要施策の展開

主要施策 1	下水道施設の整備
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅密集地など、公共水域の水質向上に効果の高い地区を優先して整備を行うとともに、加入促進に努めます。 ● 河川水質検査を参考に、下水道計画区域外の地区については、河川上流部地区への市設置型合併浄化槽の普及を推進します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共下水道の整備 ● 市町村設置型浄化槽の整備
主要施策 2	啓発活動の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 水環境に関する啓発活動については、新型コロナウイルス感染症の影響により活動が困難な状況となっていますが、今後の状況を勘案しながら、活動を再開していきます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道・市設置型合併浄化槽の普及啓発の推進 ● 施設見学会の開催 ● 水環境関連イベントの開催

心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり

基本施策	主要施策
26 義務教育の充実	1 自立して生き抜く力を培う教育の推進
	2 物事に興味・関心を持ち、考え抜き、やる気を育む確かな学力の育成
	3 自他への思いやりや情操を育む豊かな心の育成
	4 たくましく生きるための基盤となる健やかな体の育成
	5 児童・生徒を見守り育む、地域の教育力向上への取り組みの推進
27 生涯学習の推進	1 誰もが学び続けることの出来る環境づくりの推進
	2 仲間とふれあい健全な心身を育むスポーツの推進
	3 本に親しみ豊かな心を育む生涯読書の推進
28 文化財の保護と活用	1 次世代への郷土伝統と文化財の継承

基本施策 26 義務教育の充実

現状と課題

- 本市では、「たくましく 心豊かな人づくり」を義務教育の基本目標に設定し、子どもたち一人ひとりの個性を大切にし、自立心を持って社会でたくましく生きることができる、知・徳・体の調和が取れた児童生徒の育成に努めています。
- 次代を担う子どもたちが、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力など生きる力を身につけ、社会に貢献できる人間として心身ともに健やかに成長していくことができる教育環境づくりが強く求められています。
- 少子化や核家族化が進む中、子どもの豊かな社会性を育むために。学校だけでなく、地域や家庭が連携して子どもの教育に関わることが重要です。
- 学校・家庭・地域が一体となって教育に取り組むためには、まず、学校が地域から信頼されなければなりません。特色ある教育活動の推進、教職員の資質の向上、特別支援教育の充実及び学校施設、設備の整備を進めていくことが必要となっています。
- いじめや不登校などの心の問題に対し、校内体制を整えて相談・指導の充実に努めるとともに、子どもの安全の確保、地域の意見などを踏まえた学校の適正規模の検討など、保護者や地域と連携して総合的な教育環境の向上に努めることが必要となっています。
- 文部科学省が推進する「GIGAスクール構想」により、児童生徒すべてに1人1台のPC端末が配布されました。端末の利活用を検討し、今後のICT教育の充実に向けた取り組みを進めることが必要となっています。

施策のめざす方向

- 次代を担う人材の育成に向け、生きる力の育成を重視した特色ある教育活動、安全な学校施設・設備の整備など総合的な教育環境の向上に努めます。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 家庭における基本的な生活習慣やしつけを身につけさせるようにします。
- 地域における児童生徒の健全育成を支援します。
- 学校と連携し、通学路をはじめとする地域の防犯、交通安全活動に協力します。
- 地域一体となって児童・生徒の安全対策を進めることに協力します。

目標指標

指標名	実績値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
児童生徒がICTを活用した学習状況の割合	79.5%	90%
ICT端末の児童生徒の活用率、週3回以上の使用の割合	41.7%	100%
外国語指導助手（ALT）及び市単英語専科教員の配置人数	9人	12人
わだつみ平和文庫を利用している中学校の割合	23%	100%
通学路のグリーンベルト帯整備距離	1,395m	7,000m

主要施策の展開

主要施策1	自立して生き抜く力を培う教育の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域に根ざした豊かで多様な学習環境を構築し、創意工夫に満ちた教育活動の展開を図ります。 ● 児童生徒が主体的に学習に取り組む態度を養い、確かな学力の定着・向上を図ります。 ● 児童生徒が減少する中、教育の効果を考慮し、複式学級の解消に努めます。 ● 教員の指導力の向上とALTの活用を図り、積極的に外国語を学び、活用できる実践活動を推進します。 ● 省エネ活動や環境活動を実践します。 ● 地域の教育力の活用を図る支援体制の充実を図ります。 ● 地域住民や特に高齢者の熟練した知識や技術を子どもたちに伝える場を提供します。 ● 教育内容の多様化にも対応できるよう、計画的な運営や学習環境の向上を図ります。 ● 教職員の資質や能力、実践的指導力や適切な指導を推進します。 ● 校長自らが各種教育課題への対応策を設定し、学校の自主性・自立性を確保します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 確かな学力の育成 ● 教職員の資質の向上 ● 教育機会の均等化 ● 学校施設・備品などの整備

主要施策 2	物事に興味・関心を持ち、考え方を育む確かな学力の育成
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども支援スタッフのより効率的な活用を図り、一人ひとりにきめ細やかな指導を図ります。 ● 保護者や地域の多様化するニーズに応じた情報提供を行い、就学に向けての相談体制の充実を図ります。 ● 保育所（園）などと小学校との連携を密にするため、成長や学びの機会となる交流活動や、幼児教育と小学校教育における合同研修会などを実施し、相互の理解を深め円滑な移行が可能となる取り組みを推進します。 ● 1人1台端末を活用した情報教育を推進します。 ● キャリア教育は、体験活動や講演会などを通じて実践に役立てます。 ● 家庭教育支援のために関係機関と連携し、子育て支援に関する講演会や研修会の充実を図るとともに、人材の育成・活用を図ります。 ● 幼児期の家庭の適切な親子関係、しつけなど、明るく礼儀正しい幼児の発育を目指し、家庭や地域、各機関が協力して教育力を強化します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報教育の推進 ● 環境教育の推進 ● キャリア教育の推進 ● 外国語教育の充実 ● 特別支援教育の充実 ● 伝統・文化の尊重と国際理解教育の推進 ● 平和教育の推進 ● 幼児教育の推進
主要施策 3	自他への思いやりや情操を育む豊かな心の育成
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒や保護者からの相談や連絡体制の強化を図ります。 ● 学校と家庭が一体となって取り組み、児童生徒の生活環境・学習環境の向上を図ります。 ● 「甲州市子ども10の誓い」を通じて、社会規範のかん養を学校、家庭、地域と連携して推進します。 ● 日常生活の中で自然に読書できる能力を養います。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 道徳教育の推進 ● 体験活動の推進 ● 読書活動の推進 ● 相談体制の充実 ● 生徒指導の充実

主要施策 4	たくましく生きるための基盤となる健やかな体の育成
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が自主的に体力向上に取り組める環境整備を図り、体育の授業や特別活動に反映します。 「早寝・早起き・朝ごはん」の取り組みを推進し、児童生徒の規則的な生活リズムの定着を図ります。 児童生徒の減少を踏まえ、学校給食の安全を確保するため、学校給食センターを有効に活用するなかで、勝沼地区・大和地区的調理場施設の統合を図ります。 「食育」の一環として地場産品への理解を深め、学校給食における地産地消を推進します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 学校保健の充実 学校給食の安全の確保 食育の推進 体力の向上

主要施策 5	児童・生徒を見守り育む、地域の教育力向上への取り組みの推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒を交通事故、生活時の危険、自然災害などから守るために、学校で安全に対する活動や児童生徒が自ら状況を適切に判断し安全に行動できるように安全教育を推進します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 地域に根ざした教育の推進 危機管理体制の充実 組織力の向上 特色ある学校づくりの推進 異校種間連携の推進 国際理解教育の推進 家庭教育との連携

基本施策 27 生涯学習の推進

現状と課題

- 人生100年時代の到来や社会・経済情勢の急速な変化を背景に、市民が長く、豊かな人生を送るために、幼児期から高齢期までの生涯を通じた学習の実現が求められています。
- 学習の成果が生活や仕事に活かせるよう支援するとともに、自治公民館組織といった地域活動やボランティアなどの活性化につながる学習環境づくりが必要となっています。
- 本市では、基幹公民館である甲州市中央公民館・勝沼中央公民館・大和中央公民館、地区公民館、自治公民館、図書館などを生涯学習の拠点として、生涯の各期に応じた各種の教室・学級などを開催するとともに、学習情報の提供や広報・啓発活動を推進しています。
- 公民館をはじめとする生涯学習関連施設や図書館の充実に努め、市民の学習ニーズを常に把握しながら、特色のある学習プログラムの整備や関係団体の育成が求められています。
- 青少年を取り巻く環境は、少子化、核家族化、地域における人間関係の希薄化、パソコンやスマートフォンなどの普及による情報の氾濫の影響などにより大きく変化し、青少年の暴力化や引きこもり、凶悪犯罪の低年齢化などが社会問題化しています。
- 本市では、甲州市青少年育成市民会議を中心に家庭や学校、地域、行政と連携をとりながら全市一体となって、健全な社会環境づくりのため体験・交流機会、社会参加機会の提供などにより、重要課題である青少年の健全育成に取り組んでいます。
- 甲州市「親のあり方 10か条」～心豊かな子どもを育てるために～を制定するなど、子どもたちのために親のあるべき姿を考える取り組みを市全体で進めています。
- スポーツは、健康づくりや体力の向上に役立つとともに、人々の親睦や交流を深め豊かな地域社会を育みます。健康、体力づくりに対する関心がますます高まる中、市民のスポーツニーズは増大・多様化の傾向にあり、すべての市民が生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動を行うことができる環境づくりが求められています。
- スポーツ団体の自主的な活動の育成・支援や、スポーツ施設の整備充実など、スポーツ振興に関する多様な事業を展開し、生涯スポーツに取り組んでいます。
- 本市では、文化協会をはじめ、多くのサークルが中心となって、公民館などの施設を利用し、多種多様な芸術・文化活動を行っており、これら芸術・文化団体の自主的な活動を育成・支援しているほか、講演などの多様な文化行事を展開しています。
- 芸術・文化は、地域の個性や独自性を生み出すとともに、市民の一体感を高める重要な要素であり、地域活性化と密接に結びついていることから、今後、各種芸術・文化団体の自主的な活動を促進していくとともに、芸術・文化の鑑賞の機会や発表の機会の充実などに努めていくことが必要です。
- 図書館では、一般書・児童書の充実のため利用者からのリクエスト制度を設け利便性の向上を図るとともに、勝沼図書館でのブドウとワインの資料収集、塩山図書館での武田家に関する資料収集、大和図書館での武田勝頼やソバの資料の収集など、地域の特色を活かした施設として展開しています。

施策のめざす方向

- すべての市民が生涯にわたって主体的に学び続け、充実した人生を送るとともに、その成果が本市のまちづくりに活かせるよう、生涯学習の環境づくりを進めます。
- 家庭、学校、地域や関連各種団体など関係機関と連携を密にし、情報を共有しながら、全市一体となって青少年の健全育成に努めます。
- だれもが生涯にわたって気軽にスポーツに楽しめ、楽しみながら健康づくりや体力づくりができるよう、生涯スポーツ社会の確立に向けた条件整備、機会の提供、普及啓発などに努めます。
- 「いつでも どこでも だれでも」図書館を利用できるよう、利用者の利便性をさらに向上させるため、必要な資料の提供、収集保存に努めるとともに、新しい利用者開拓や高齢者・体の不自由な方へのサービスへの調査研究、実施可能な館外サービスの実現に努めます。
- 文化の薫り高い個性豊かなまちづくりや市民の一体感の醸成に向け、自主的な芸術・文化活動を一層促進します。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 学びを通じて自己実現を目指し、その学んだ成果をまちづくりに活かします。
- 各種イベントに積極的に参加します。
- 図書館を身近に活用します。
- 学びあう仲間づくりに努めます。
- 地域の問題解決に向け、世代を超えて地域が一丸となって取り組みます。
- 地域での青少年健全育成・環境づくりに協力します。
- 甲州市「親のあり方 10か条」を実践します。
- 未成年者のたばこ、酒などの購入を抑止します。
- 日頃からスポーツやレクレーションを自ら実践し、健康づくりや地域づくりに役立てます。
- 地域のコミュニケーションを図り、スポーツやレクレーションを実践します。
- 歴史、文化、芸術に興味を持ち、自ら活動します。
- 地域における文化活動の振興に努め、地域間の文化交流に協力します。

目標指標

指標名	実績値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
地区公民館利用人数	19,084人	30,000人
中央公民館利用者数	51,473人	70,000人
文化団体の加入者数	481人	500人
夜間パトロールの実施回数	6回	12回
青少年育成の地域活動回数	305回	400回
スポーツ教室参加者数	160人	500人
スポーツ施設利用者数	30,082人	80,000人
図書館蔵書冊数	307,521冊	320,000冊
図書館資料貸出点数	163,240冊	165,000冊

主要施策の展開

主要施策 1	だれもが学び続けることのできる環境づくりの推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民が生涯にわたって学習活動に参加できるよう、甲州市教育振興基本計画に基づき、各世代の学習ニーズの把握に努め、特色ある生涯学習プログラムの整備と提供を図ります。 ● 広報誌、ケーブルテレビやホームページなどに加え、ICTやSNSにより、各種講座や教室など生涯学習活動に関する情報提供に努めます。 ● 新型コロナウイルス感染症の影響により公民館の講座やイベントが開催できず、利用者が減少した中で、感染症対策を踏まえた講座のあり方などを検討します。 ● 地域住民の生涯学習を推進するため、主催事業を開催するとともに、各種の社会教育団体や学習団体・グループ、自治公民館組織などの育成に努め、自主的な生涯学習活動を支援します。 ● 地域住民の高齢化や生活環境の変化に対応した地区公民館の適切な維持管理を図ります。 ● 人材バンクの登録を促進し、講師の情報について講座を希望する個人や団体に提供し市民の学習意欲を高めます。 ● 各種芸術、文化団体の育成・支援に努めるとともに、研修や講座などを通じて指導者やボランティアの育成・確保を進め、市民の自主的な芸術・文化活動を一層促進します。 ● 文化祭や各種講演会など、魅力ある文化行事の企画・開催を市民と協働して進めるとともに、多様な芸術・文化を鑑賞する機会や活動成果を発表する機会の拡充に努めます。 ● 地域育成会、子どもクラブなど青少年団体を育成・支援します。 ● 自然体験や生活体験活動などを通じて、青少年健全育成指導者やジュニアリーダーの指導者の育成・確保に努めます。 ● 関係機関と連携し、非行の防止や有害環境の浄化など健全な環境づくりに関する活動を促進します。 ● 青少年の地域活動、スポーツや芸術活動、ボランティア活動などへの参画機会の充実を図り、青少年の地域社会への参加を促進します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習活動の普及・促進 ● 生涯学習関連施設の充実・活用 ● 芸術・文化の振興・鑑賞機会と発表会の充実 ● 生涯学習活動の指導者育成と団体などの活動支援 ● 青少年団体の育成 ● 生涯学習成果の活用

主要施策 2	仲間とふれあい健全な心身を育むスポーツの推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民のスポーツに関するニーズを的確に把握し、市民が気軽にスポーツなどに参加できるよう、各種講座やスポーツ教室、スポーツ大会など各種行事の内容充実及び運営体制の充実を図ります。 ● 市民が健康で活気に満ちた生活を送れるよう、それぞれのライフステージに応じたスポーツ活動の普及を推進します。 ● 広報誌やケーブルテレビ、ホームページなどを活用し、各種講座・教室や大会などスポーツに関する情報の提供に努めます。 ● 新型コロナウイルス感染症の影響によりスポーツ施設の利用者が減少する中で、施設のガイドラインを適宜更新し、利用者が安心できる環境を整備します。 ● 学校体育施設開放も含め、その有効利用に努めます。 ● 指定管理者制度の導入による管理運営体制を見直します。 ● 講習会を通じて、スポーツ推進委員、体育指導員などの指導者の育成と資質の向上を図ります。 ● 登録指導者の積極的な活用を行い、市民の多様なスポーツニーズに対応できるように指導者の確保を図ります。 ● 総合型地域スポーツクラブの育成を図るとともに、自主運営を支援します。 ● スポーツ協会をはじめとする各種スポーツ団体・クラブの自主的な活動に向けた育成・支援を図ります。 ● 中学校における部活動の地域移行について調査研究を進め、速やかに対応できるよう取り組みます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 身近でできるスポーツの普及・促進 ● スポーツ施設の充実・活用 ● スポーツ指導体制の確立 ● 部活動地域移行への対応

主要施策 3	本に親しみ豊かな心を育む生涯読書の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 「甲州市図書館基本計画」及び「甲州市子どもの読書活動推進計画」に基づき、誰もが日常生活の中で自然に読書できる能力を養います。 ● 生涯学習の拠点として、市民の教養を高め文化の向上を図ります。 ● 新型コロナウイルス感染症の影響により図書館の利用者が減少する中、市民が安心して利用できる環境を整備します。 ● 利用者が求める多様な資料に対応できるよう資料の充実を図ります。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 図書館の利用者サービスの向上 ● 利用者支援の推進 ● 図書館資料の充実 ● 地域資料の充実（郷土の文化と歴史の継承） ● 変化に柔軟に対処する図書館 ● 子どもの読書活動の推進 ● 市内学校との連携の充実

基本施策 28 文化財の保護と活用

現状と課題

- 本市に所在する文化財は、特色ある地域文化の形成に大きな役割を果たしており、本市の歴史を理解するうえで必要不可欠ですが、外的要因や経年劣化に対し適切な措置を行う必要があります。
- 未発掘の埋蔵文化財なども含め、常に市内の文化財に対し現状把握への努力と適切な維持管理が必要となります。特に個人や地域所有の文化財は、維持管理に対する金銭的負担などの問題もあり、文化財に対しての所有者の理解を一層深めることができるよう啓発活動に努め、次世代に引き継ぐための計画的対策を講じる必要があります。
- 本市の国、県、市の指定および登録の有形・無形文化財は、国宝3件を含め合計307件ありますが、未調査のため歴史的・文化的価値を有するものの評価に至らない文化財も数多く存在しており、それらの調査による価値の見出しや、適切な文化財としての位置づけによる保存管理を行うため、国の制度を活用しながら、積極的に指定・登録を目指す必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、甘草屋敷をはじめとする市内に所在する文化財施設への来訪者数は減少しています。今後の感染状況を注視しながら、来訪者の確保に向けたイベントなどの開催を検討する必要があります。
- 地域における文化財の保存と活用に関する意識を高めるため、文化財の存在意義やそれらが織りなす歴史的風致などについて、積極的に学習機会を提供するとともに、文化財への理解と文化財保存と活用への取り組みを、市民が主体となり地域一丸で行えるような啓発活動を取り入れていく必要があります。
- 令和2年6月に茨城県牛久市とともに申請した「日本ワイン140年史～国産ブドウで醸造する和文化の結晶～」のストーリーが、文化庁の日本遺産に認定されました。また、日本遺産事業を実施する「ワイン文化日本遺産協議会」では、令和4年度に民間の旅行会社と包括連携協定を締結し、日本遺産の積極的活用や構成文化財のブラッシュアップを図っています。

施策のめざす方向

- 貴重な文化財の掘り起こしと保護・活用や地域文化の保存・伝承を図ります。
- 日本遺産のようにストーリー性のある歴史・文化の紹介に努めます。
- 本市に現存する文化財について地域住民が理解を深めるための方策を検討していきます。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 貴重な文化財の掘り起こしと保護・活用や地域文化の保存・伝承に協力します。

目標指標

指標名	実績値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
甲州市所有文化財来訪者数 (甘草屋敷)	5,188名	22,000名
甲州市所有文化財来訪者数 (宮光園)	3,430名	9,000名
甲州市所有文化財来訪者数 (旧田中銀行)	362名	2,400名
指定文化財件数 (国指定)	29件	30件
指定文化財件数 (県指定)	82件	85件
指定文化財件数 (国登録)	40件	50件
文化財活用学習 (歴史的風致散策)	1回	6回
文化財活用学習 (文化財イベント)	10回	12回

主要施策の展開

主要施策 1	次世代への郷土伝統と文化財の継承
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定文化財の適切な保存に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財などについても発掘・調査や収集を行い、その保存・活用を進めます。 ● 市民の理解を深めるため、広報誌およびホームページなどを通じた情報発信・郷土学習・講座の開催などを通じて、文化財や地域文化に対する市民の意識向上を図ります。 ● 市内所在の文化財への来訪者増加に向けた取り組みを推進します。 ● 地域の伝統芸能、祭り、行事など地域文化の振興についても保存団体の育成・支援を通じて積極的にその保存・伝承に努めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな文化財の指定・登録 ● 文化財保護・保存と活用 ● 埋蔵文化財の保護と保存 ● 歴史文化財を活用した学習機会の提供 ● 日本遺産に関する事業の推進

ともにつくる参画と協働のまちづくり

基本施策	主要施策
29 協働のまちづくり	1 市民協働体制の整備 2 各種相談窓口の充実 3 国内外との交流活動の活性化
30 地域活動	1 コミュニティ活動の活性化
31 男女共同参画・人権の尊重	1 男女共同参画への意識改革の推進 2 女性の社会活動参画の支援 3 労働・雇用における男女共同参画の推進 4 人権尊重意識の高揚
32 自治体経営	1 広聴広報の充実・情報公開の推進 2 行財政改革の推進 3 健全な財政基盤の確保 4 効果的・効率的な財政運営の推進 5 広域行政の推進 6 公共施設の管理

基本施策 29 協働のまちづくり

現状と課題

- 社会情勢が大きく変化する中で、市民のニーズが多様化・複雑化しており、市民と行政がより協働したまちづくりが求められています。
- すべての分野で市民と行政とが一体となった協働のまちづくりが一層活発に行われるよう、行政が行うべきこと、市民が自助努力で行うべきことは何かを明確にし、協働のまちづくりを進める基本方針や推進計画により、市民参画・協働に関する施策を総合的、計画的に進めていくことが必要となっています。
- 本市の特性や、資源を活かしながら、国内外の友好都市・姉妹都市との文化交流や人的交流を図ってきたところですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、交流事業の実施が困難となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の状況も勘案しながら、適切な取り組みを検討し、地域間交流を継続・発展させていくことが必要です。また、各種交流団体の育成・支援を行い、市民主体の活動の活性化を促進します。

施策のめざす方向

- 市民と行政の役割を明確にし、これまで以上に市民参画・協働のまちづくりを目指します。
- 市民と行政との協働体制の確立を進めるとともに、様々な団体と国内外の交流など多彩な連携と協働による活力ある地域づくりを推進します。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 行政課題や地域の課題に関心を持ち、協働への意識を高め、実践します。
- 自主的な国際交流活動・地域間交流活動を行います。
- 行政課題や地域の課題に関心を持ち、協働への意識を高め、実践します。
- 市内在住の外国人と日常的な交流を図り、相互に理解し合い、尊重し合える環境づくりに協力します。

目標指標

指標名	実績値 (令和 3 (2021)年度)	目標値 (令和 9 (2027)年度)
協働事業の件数	50件	60件
法律相談会相談者数	63人	70人
合同相談会相談者数	8人	8人
相互交流事業の回数	10回	15件

主要施策の展開

主要施策 1	市民協働体制の整備
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 各種行政計画策定過程においては、パブリックコメント制度の活用、アンケート調査の実施などにより、市民の意見を求める機会の充実を図ります。 各種市民活動団体の自主的な活動を支援します。 ボランティア活動が広く理解されるための広報・普及活動の充実を図り、誰もが活動に参加しやすい環境づくりや新たな団体の育成に努めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 各種審議会の開催 まちづくりアンケートの実施 協働のまちづくりの推進 市民提案型協働のまちづくり事業への支援

主要施策 2	各種相談窓口の充実
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 行政サービスの多様化に対応するため、柔軟な対応と行動ができるシステムづくりなど各種相談窓口の充実を図ります。 日常の相談に対して適切なアドバイスが行えるよう、職員の資質向上や関係機関との連携体制の強化を図ります。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 法律相談の実施 合同相談の実施

主要施策 3	国内外との交流活動の活性化
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえながら、国内外の友好都市・姉妹都市との文化交流や人的交流を図ります。 海外派遣などの現地へ出向く必要がある取り組み以外に、オンラインなども活用した活動を検討します。 各種交流団体の育成・支援を行い、市民主体の活動の活性化を促進します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 国内姉妹都市などとの交流の推進 国外友好都市との交流の推進 市内外外国人の交流の推進

基本施策 30 地域活動

現状と課題

- 地域活動への参加者の固定化や高齢化が進み、コミュニティ機能が十分図られていない地域もあるため、行政と連携した体制を組むことが必要となっています。
- 社会構造の変化などにより、公民館活動をはじめとした各種地域活動の機会が減少したことによる、地域内でのコミュニティ意識の希薄化や世代間交流の停滞への対応が必要となっています。

施策のめざす方向

- 地域と連携したまちづくりを行うため、コミュニティ活動が展開できる環境整備を進めます。
- 各地域におけるコミュニティ活動や世代間交流の事例などの紹介や情報提供に取り組み、地域活動への参加や地域内での住民交流・世代間交流を促します。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 行政課題や地域の課題に関心を持ち、協働への意識を高め、実践します。
- 地域活動への参加や、住民交流を図ります。

目標指標

指標名	実績値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
自主防災研修会参加人数	0人	200人
自治会加入率	91.7%	95.0%

主要施策の展開

主要施策 1	コミュニティ活動の活性化
方向性	<ul style="list-style-type: none">● 地域と連携したまちづくりを行うため、自主防災組織の充実・強化などのコミュニティ機能の向上を図ります。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">● 行政区活動への支援● 自主防災組織への支援

基本施策 31 男女共同参画・人権の尊重

現状と課題

- 女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などに対する差別や偏見をなくし、一人ひとりが他者との違いを受け入れ、すべての市民が平等に尊重されるために、多様性（ダイバーシティ）に対する理解と認識を深めることが求められています。
- 人々の生活様式の変化や価値観の多様化とともに女性の社会参画が進んでおり、社会のあらゆる分野において女性の能力発揮や役割への期待が高まっています。
- 国では、令和2年に第5次男女共同参画基本計画を策定し、これまでの取り組みに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による女性への影響や、人生100年時代の到来、ジェンダー平等といった新たな要素を踏まえた取り組みを展開しています。
- 本市においては、甲州市男女共同参画推進計画（甲州フルーティー夢プラン）に基づき、男女共同参画推進委員会を中心に男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めています。
- 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、主体性をもった生き方ができるように意識改革の推進が必要となっています。
- 男女の社会参画に関する条件整備を総合的に推進し、制度上ののみならず、実際の面において、社会へ参画できる真の男女共同参画社会の形成を進めていくことが求められています。
- 本市は令和3年に制定した「甲州市パートナーシップ宣誓制度^(注)」を中心に、個人が尊重され、誰もがいきいきと自分らしく生きることができる地域社会を目指しています。

施策のめざす方向

- 男女共同参画社会の形成に向けて、男女共同参画推進条例、男女共同参画推進計画（フルーティー夢プラン）に基づき、意識改革を進めながら、あらゆる分野における男女共同参画を促進します。
- 性別だけでなく、すべての人が差別や偏見を受けない地域社会の実現を目指します。

(注)甲州市パートナーシップ宣誓制度:お互いを人生のパートナーとして、日常生活において互いに協力し合うことを約した、一方又は双方が性的少数者(性的思考が必ずしも異性愛のみではない方又は性自認が出生時の性と異なる方)である二人が、パートナーシップ宣誓書等を提出し、甲州市が二人に宣誓書等受領証等を交付する制度のこと。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 職場、学校、地域、家庭などで男女共同参画の推進に努めます。
- 家族が互いに協力し、家事、子育て、介護などを行います。
- お互いを社会の対等なパートナーとして認め合い、尊重します。
- 性別役割分担意識に基づく慣習などを見直し、地域における男女共同参画を推進します。
- 男女がともに能力を発揮できる職場環境づくりに努めます。
- 雇用における機会均等や男女がともに能力を発揮できる職場環境の確保に努めます。
- 男女が家庭と仕事を両立できる職場環境づくりに努めます。
- 市が実施する男女共同参画に関する調査に協力します。

目標指標

指標名	実績値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
男女共同参画推進のための事業数	7事業	11事業
審議会などの付属機関における女性委員の割合	26.5%	40%

主要施策の展開

主要施策 1	男女共同参画への意識改革の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none">● 平成28年3月に制定された男女共同参画推進条例により、基本理念を定め、市、市民、及び事業者などの責務が明らかにされたことから、男女共同参画推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">● 男女共同参画フォーラムの開催● 市民への啓発活動の実施

主要施策 2	女性の社会活動参画の支援
方向性	<ul style="list-style-type: none">● 行政や事業所、PTA、自治組織など、社会のあらゆる分野での女性の積極的な登用を働きかけ、社会における意思決定の場への女性の参画の促進に努めます。● 学習活動などを促進し、女性の能力向上を支援します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">● 男女共同参画推進委員会による学習会などの開催

基本施策 32 自治体経営

現状と課題

- 社会情勢の変化や地方分権の進展、市民意識の多様化による行政需要の増大などにより、これまで以上に責任ある行政運営や住民ニーズに柔軟に対応できる仕組みが求められています。
- しかしながら、人口減少などにより財源の確保が年々厳しさを増す中で、これまでと同様の行政サービスを提供することには限界があり、今後も歳出の見直しを行いつつ、自主財源の確保に努めていかなければなりません。
- 市民が健康で豊かな生活を送るために必要なことを見極めるとともに、効果的な組織機構の見直しや公共施設の再編など、よりコンパクトな行政運営が図れる体制の構築が必要です。
- 財政的に厳しい現状の中、効率的な自治体経営の推進には人件費の削減は避けられない状況ですが、地方分権・国・県からの権限委譲・制度の複雑化などで職員一人ひとりの事務量は増大しているのが現状です。
- そのような状況において健全な自治体経営を維持していくためには、職員の資質、能力向上が必要であり、適切な人事評価の実施、適正な職員数と適正配置、職員研修の充実を図り、職員の人材育成を積極的に進めていくことが求められています。
- 行政運営の効率化に向け、民間への業務委託事務などを推進することも必要となっています。
- 本市の財源として重要な市税の収納率については、一定の水準に達しているため、現状の取り組みを継続し、現在の収納率の維持・向上に努めることが必要となっています。
- 財源の確保に寄与しているふるさと納税についても、本市の豊かな地域資源を活用しながら、ふるさと納税の趣旨に沿った取り組みを推進する必要があります。

施策のめざす方向

- 限られた職員数で、最大限の自治体経営ができるよう職員一人ひとりの資質・能力の向上に努めます。
- 現状の取り組みを継続し、市税の収納率の維持・向上に努めます。
- 財源の確保に有効なふるさと納税の推進に努めます。
- 本市が保有する公共施設の更新、統廃合、長寿命化を全庁的、長期的視点から検討します。
- 人口減少や少子高齢化など社会構造の変化に対応した、効率的な行政サービスの提供に努めます。
- 本市の人口や財政規模に対応した行財政運営を推進します。

市民、団体、事業者などに期待すること

- 市政により関心を持ちます。

目標指標

指標名	実績値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
市ホームページのページビュー	1,471,387PV	1,500,000PV
行政改革実施計画の達成率	(R2実績値) 95.8%	98.0%
市税収納率（現年）	99.36%	99.8%
基金現在高	4,429百万円	4,800百万円
ふるさと納税の本市への寄付件数	184,301件	120,000件
個別施設計画の取組状況	100%	100%

主要施策の展開

主要施策 1	広聴広報の充実・情報公開の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙やホームページでの情報発信は従来どおり継続的に実施とともに、多様化する住民ニーズにも的確に対応する中で、各種メディアを活用し、より効果的な取り組みを検討します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 広聴広報機能の推進 パブリシティ制度^(注)の推進

主要施策 2	行財政改革の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 将来にわたり持続可能な行財政運営を行っていくため、引き続き、行政改革の取り組みを全庁が一体となって進め、行政システムの見直しと行政サービスの再構築に取り組みます。 職員の資質、能力向上を目指し、効果的な人材育成に取り組みます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 行政改革大綱の推進 組織・機構の改革 人材育成と人事管理 指定管理者制度の活用

(注) パブリシティ制度：企業や官公庁、団体などが、製品やサービス、事業などに関する情報をプレスリリースなどを通じてマスコミ媒体に提供し、報道されるように働きかける広報活動のこと。

主要施策 3	健全な財政基盤の確保
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 市税及び市税外収入の徴収にかかる関係部署間の連携強化を図り、収納率の向上による自主財源の確保と、適正な課税による市民負担の公平性の確保に努めます。 ● きめ細かな納税相談と滞納者に対しては差押え等、滞納処分を強化するなど、税負担の公平性や税収確保の観点から一層の収納率の向上に努めます。 ● 本庁舎など公共施設のLED化を進め、経常経費全般の削減・合理化と財政負担の軽減を図ります。 ● 市所有の未利用地については、取得した経過、今後の利用などを検討し、不用な土地を処分します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 経常経費の節減 ● 収納率の向上 ● 未収金の解消 ● 課税客体の把握 ● 使用料・手数料の見直し ● 未利用財産の処分 ● 広告収入の向上 ● LED化の推進

主要施策 4	効果的・効率的な財政運営の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 財政状況は厳しい状況が続くと予想されるため、引き続き効果的、効率的な行政財政運営に努め、持続可能な行政経営に努めます。 ● 市の財政状況を分かりやすく市民に公表し、市民と財政情報の共有を図ります。 ● 財源の確保に有効なふるさと納税の推進に努めます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 新地方公会計制度に基づく財務諸表の分析・活用 ● 財政状況の市民への公表 ● ふるさと納税の推進

主要施策 5	広域行政の推進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の共同処理については、既存の共同処理組織を維持します。 ● 連携中枢都市圏の仕組みに基づく各種連携事業の活用を図ります。 ● さらなる事務の効率化に向け、機関の共同設置なども検討します。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同事務処理の推進 ● 新たな広域連携・共同事務処理の検討

主要施策 6	公共施設の管理
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として、施設の新設は実施しない方針とし、新たな行政需要が生まれた場合であっても、既存施設の有効活用を図ることとし、「複合化」、「多機能化」といった手法で施設を再編していくことを前提に、既存施設の更新などを優先的に行い、新規施設の建設は最小限にとどめることとします。新規施設の建設を実施する場合においても行政需要とコストのバランスに配慮し、後世代に負担を先送りすることがないよう特定財源の確保を図っていきます。 ● 既に長寿命化や具体的な維持管理などの計画がある施設については、その計画に沿って維持管理・修繕・更新などを実施していきます。 ● 長期的な計画がない場合においても、定期点検などで不具合が見つかった場合は、予防保全の考え方を踏まえその都度対応していきます。ただし、補修を重ねていくと、結果的に非効率になる場合があるため、大規模修繕や更新も優先順位をつけ計画的に実施していきます。 ● 維持管理のトータルコスト削減に向け、予防的修繕に取り組む他、省エネルギー改修、LED照明の導入、太陽光発電の導入及び建築物におけるZEB^(注1)の実現などの脱炭素化の取り組みも計画的に推進します。 ● 特に更新に関しては、PFI^(注2)やPPP^(注3)など民間活力の活用も積極的に検討していきます。
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設等総合管理計画に基づく分野別個別計画の策定と推進

(注1) ZEB : Net Zero Energy Buildingの略で、「ゼブ」と呼び、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

(注2) PFI : Private Finance Initiativeの略で、公共施設などの建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

(注3) PPP : Public Private Partnershipの略で、官民連携のことを指す。

■ 基本施策とSDGs の17 のゴールの対応表

1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう	

基本施策	SDGs の目標																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
基本目標I 創意に満ちた活力ある産業のまちづくり																	
1 果樹・農林業		○						○	○			○	○		○		
2 ワイン産業	○							○	○			○					
3 観光・交流								○									○
4 商工業	○							○	○								
5 雇用・労働環境	○			○			○			○							○
基本目標II 健やかに心ふれあう健康・福祉のまちづくり																	
6 子育て支援	○		○		○				○	○							
7 健康づくり			○							○							
8 医療			○							○							
9 地域福祉			○							○							○ ○
10 高齢者施策			○							○							
11 障害者施策			○							○							
12 社会保障			○							○							
基本目標III 快適で安心して暮らせるまちづくり																	
13 土地利用								○	○	○							
14 景観形成									○		○						○
15 道路・交通網									○	○	○						
16 住宅・宅地										○							
17 電子自治体の推進								○	○	○							○
18 治山・治水										○		○	○	○			
19 消防・防災					○					○		○					
20 交通安全・防犯										○							○
21 消費者対策										○							○
基本目標IV 自然と共生する環境保全のまちづくり																	
22 環境保全							○		○		○	○	○	○	○		
23 環境衛生						○				○	○	○	○	○	○		
24 水道						○				○				○			
25 下水・排水処理対策						○				○				○			
基本目標V 心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり																	
26 義務教育の充実					○					○							
27 生涯学習の推進					○				○								
28 文化財の保護と活用				○													
基本目標VI ともにつくる参画と協働のまちづくり																	
29 協働のまちづくり															○	○	
30 地域活動					○												○
31 男女共同参画・人権の尊重				○		○				○							○
32 自治体経営										○	○					○	○

